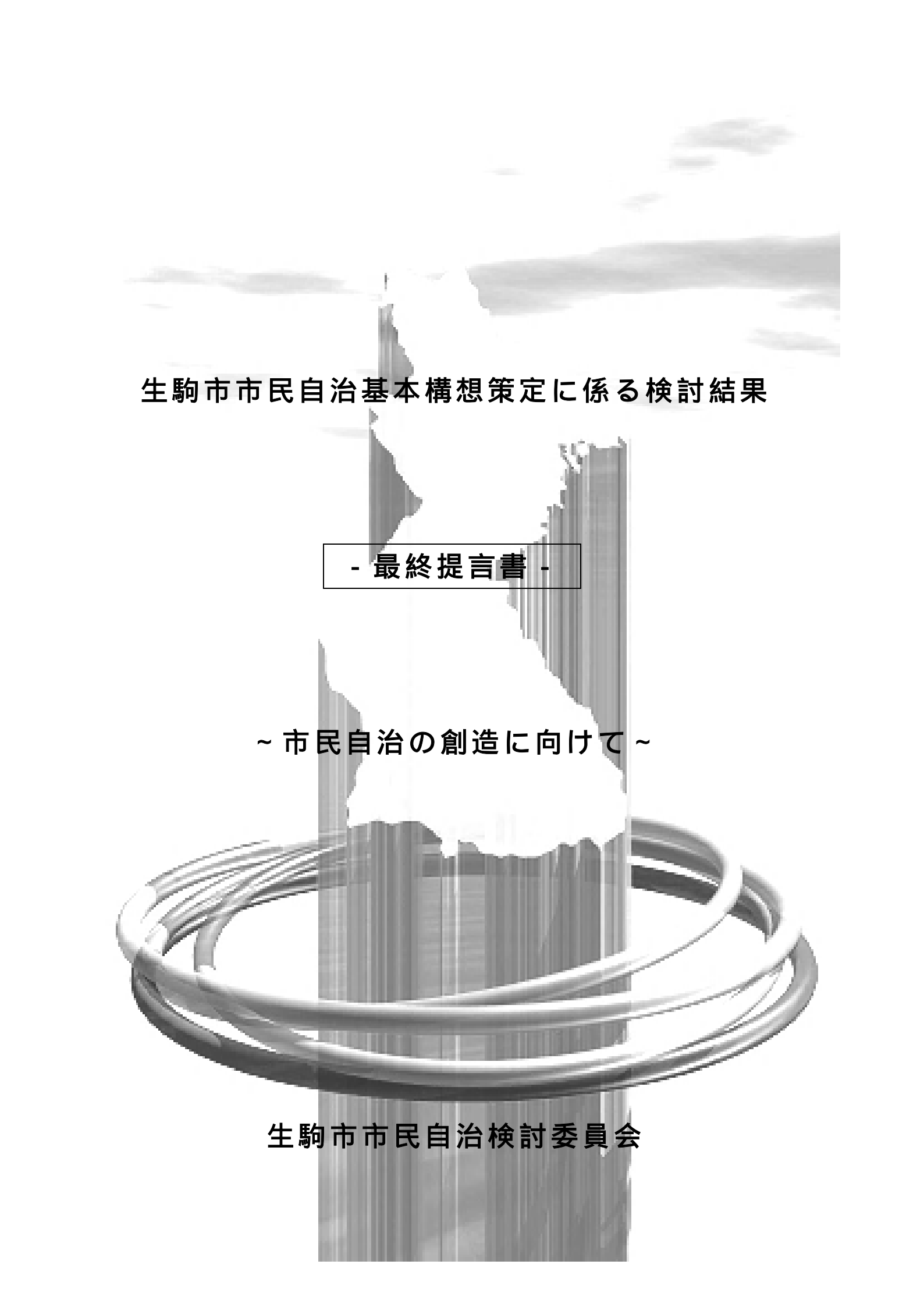




生駒市市民自治基本構想策定に係る検討結果

- 最終提言書 -

～ 市民自治の創造に向けて～

生駒市市民自治検討委員会

《 目 次 》

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	委員構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	各部会の検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	シンポジウムの開催・・・・・・・・・・・・・・・・	16
4	生駒市市民自治基本構想・・・・・・・・・・・・・	60
1	生駒市市民自治基本構想の構成・・・・・・・・	60
2	生駒市市民自治基本構想・・・・・・・・・・・・・	61
5	自治基本条例（案）の策定に向けて ～今後の進め方～	70
1	生駒市市民自治検討委員会・・・・・・・・・・	70
2	生駒市市民自治検討プロジェクトチーム	70
6	むすび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71

1 はじめに

平成12年4月に地方分権一括法が施行されるとともに、自治体の事務の約7割を占めていた機関委任事務が廃止され、市町村は、国・都道府県と対等・協力関係にあると位置づけられました。

こうした地方分権の流れは、地方自治体が自ら地域の問題を考え、独自の政策を実施できる範囲が広がったことを意味します。しかし、そのことは同時に自らの責任において、しなければならないことが増えるということでもあります。まさに真の意味での地方自治の確立が求められていると言えます。

一方、市民の意識やニーズは大きく変化する社会情勢の中でますます複雑多様化しており、議会を含め、長や執行機関における市民参画の推進がそれぞれの役割を果たす上で非常に重要になっています。

しかし、これまで進められてきた市民参画の取組は、必ずしも統一的な取り決めに基づくものではなく、ルール化されていないものは市長や担当者の交替やその時々考えによって対応が異なったり、ルール化されていても、その仕組みを市民が十分認知できるようになっていませんでした。

そこで、市民の市政に参画する権利と、それを可能にするために欠くことのできない市政情報を共有する権利を保障し、市民参画による市政推進の基本的なルールを市民合意の下で確立する必要があります。

また、限られた財源の中で市政を進めていく上で、多様な市民ニーズの全てに対応することは不可能であり、取捨選択を余儀なくされることも必然です。より多くの市民ニーズに的確に対応するためには、市民参画による市民の合意形成を図るとともに、市政運営が計画的、総合的、体系的、効率的になされなければなりません。

そうした市民参画や市政運営についての基本的な原則や制度は、自治体の最高規範として条例という形でルール化する必要があると考えます。

生駒市の自治の基本法となる自治基本条例の策定を視野に、条例案の骨格となるべき事項、いわゆる条例案に盛り込むべき項目とその考え方を生駒市市民自治基本構想として示すべく、生駒市市民自治検討委員会の前身である生駒市市民自治検討委員会設立準備会及び市内の生駒市市民自治検討プロジェクトチームの検討結果を踏まえ、上述の条例を念頭にした基本構想策定に係る市長の諮問を受けて、平成19年1月23日に学識者をはじめ、公募市民や市議会・市内各種団体の代表者などからなる生駒市市民自治検討委員会が設立されました。

市民自治検討委員会では、これまでの事業・施策の実施段階における市民参加ではなく、事業・施策等の計画立案段階からの市民参加、いわゆる「参画」と「協働」がこれからのまちづくりのキーワードであるとの共通認識の下で検討を進めてきました。

基本構想案の検討においては、市民自治検討委員会に広報広聴、地域コミュニティ及び調査の3つの部会を設け、合計50項目の検討事項について、それぞれ4回～5回の部会を開催するとともに、市民にその取組を周知し、意識の高揚を図るべく、シンポジウムを開催するなど、精力的に取組を進め、この程、生駒市市民自治基本構想として取りまとめることができました。

この提言は、性別や年代などを越えた大きな市民の輪となり、市民自治の大きなうねりとなって、市民自らがまちづくりの主体としてまちのあり方や仕組みなどを決定し、行動するための原動力になるものと考えます。

今後、条例案の策定作業が進められることとなりますが、その検討に当たっては、本構想の趣旨を十分踏まえ、また、この内容が市職員に真摯に受け止められるとともに、より多くの市民の参画を得て進められることを期待するものです。

2 検討の経緯

1 目的

市民自治、市民と行政の協働のあり方に関し、だれもが納得できる公正明大なルールをつくり、それが生駒のまちづくりの最高規範となるような市民自治基本構想の策定を行うため、公募市民、市内各種団体代表、学識者、市議会議員、市職員から組織される市民自治検討委員会を設置しました。また、さらに詳細な検討を行うため、テーマに応じて検討委員会に広報広聴部会・地域コミュニティ部会・調査部会を設置しました。

2 検討事項

広報広聴部会(14項目)		地域コミュニティ部会(15項目)		調査部会(21項目)	
総則	前 文	参画 権利	まちづくり参画の権利	参画 原則	条例制定手続き
総則	用語の意義	参画 権利	まちづくりに関する自治体の責務	行政 責務	総合計画策定
総則	目 的	参画 権利	まちづくりに関する住民の責務	行政 責務	説明責任
総則	位置づけ・体系・基本理念・最高規範性	参画 原則	参画の原則	行政 責務	長の責務
総則	条例の見直し	参画 原則	計画策定段階の原則	行政 責務	執行機関・職員の責務
情報	情報共有・公開	参画 原則	計画策定手続き	行政 事務	行政組織・体制
情報	情報共有制度	参画 原則	審議会等への参加・公開	行政 事務	法務体制・法令遵守・公益通報
情報	情報への権利	住民 自治	住民自治定義・原則	行政 事務	職員政策
情報	意思決定の明確化	住民 自治	住民自治に関する自治体の役割	行政 事務	行政手続
情報	情報収集・管理	住民 自治	住民自治に関する住民の役割	行政 事務	危機管理
情報	個人情報保護	住民 自治	住民自治協議会等	財務	財務総則
行政 事務	広聴応答義務	行政 事務	コミュニティ・公益活動支援	財務	予算編成・執行・決算
行政 事務	広聴対応機関	連携	他自治体住民との連携	財務	財産管理
財務	財政状況の公表	住民 投票	住民投票原則	評価	評価実施・評価方法検討
		住民 投票	住民投票要件	評価	(外部)監査
				議会	議会の役割・責務
				議会	議会の会議・会期外活動
				議会	議員の役割・責務
				連携	近隣自治体との連携
				連携	広域連携
				連携	国際交流

3 委員会各部会委員構成（※印は部会長）

広報広聴部会	・市民への広報 ・市民の意見の取りまとめ ・情報公開・共有の方法 ・タウンミーティングの方法 などについて検討	
	野口 晴利 委員※	帝塚山大学心理福祉学部教授
	山田 陽子 委員	あゆみの会
	上田 秀子 委員	生駒市スカウト連絡協議会
	池田 誠也 委員	生駒市体育協会
	安原 弘治 委員	生駒市老人クラブ連合会
	飯尾 昇 委員	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
	速水 直文 委員	特定非営利活動法人奈良ストップ温暖化の会
	荒井 尊弘 委員	市民公募
	橋本 亨 委員	市民公募
	春見 祥司 委員	生駒市 P T A 協議会
地域コミュニティ部会	・地域コミュニティのあり方 ・自治会と NPO の連携 ・市民活動の支援方策 などについて検討	
	中川 幾郎 委員長※	帝塚山大学法政策学部教授
	今西 寿広 委員	生駒警察署
	乾 光男 委員	生駒警察署地域安全推進委員支部長会
	河南 彰 委員	生駒市自主学习グループ連絡会
	上埜 作治 副委員長	生駒市自治連合会
	安田 まゆみ 委員	生駒市手をつなぐ育成会
	三林 恵子 委員	生駒市保育園保護者連絡会
	日高 容子 委員	生駒市緑の基本計画推進懇話会
	藪 雅彦 委員	生駒郵便局
	金谷 守峰 委員	特定非営利活動法人 テイクオフ生駒 21
	安藤 豊 委員	市民公募
	津田 勉 委員	市民公募
調査部会	・先進事例の分析 ・市民自治のあり方 ・行政、議会の役割 などについて検討	
	澤井 勝 副委員長※	奈良女子大学名誉教授
	中谷 尚敬 委員	生駒市議会
	小笹 浩樹 委員	生駒市議会
	李 和子 委員	いこま国際交流協会
	前谷 幸一 委員	生駒市校園長会
	久保 昌城 委員	生駒商工会議所
	桑原 英雄 委員	生駒市民生委員・児童委員連合会
	津田 実 委員	奈良県農業協同組合
	山田 正弘 委員	部落解放同盟奈良県連合会小平尾支部
	田中 佐登志 委員	連合奈良生駒市地域協議会
	入口 嘉憲 委員	市民公募
	首藤 宏樹 委員	市民公募
	島岡 伸康 委員	生駒市（行政職員）

4 会議の開催状況

●検討委員会開催状況

開催日時	検討事項
第1回 平成18年10月13日 9:00～11:00	生駒市市民自治検討委員会設置要綱（案）について 生駒市市民自治検討委員会委員の構成について 生駒市市民自治検討委員会委員公募要綱（案）について 今後の進め方について
第2回 平成18年11月16日 10:00～12:00	部会の配属について 今後の進め方について
第3回 平成19年1月23日 13:00～15:00	生駒市市民自治検討委員会及び同委員会設置要綱（案）について 委員長の互選及び副委員長の指名について 部会の配属について 今後の予定について
第4回 平成19年6月8日 14:00～16:00	先進地の自治基本条例について 各部会の検討事項について 今後の進め方について
第5回 平成19年11月9日 9:30～11:00	各部会の検討状況について シンポジウムについて
第6回 平成20年2月13日 10:00～11:40	各部会の検討状況について 生駒市市民自治検討委員会（案）について 今後の予定について

●検討委員会各部会開催状況

<広報広聴部会>

開催日時	検討項目
第1回 平成19年6月27日 10:00～12:00	用語の意義、目的、位置づけ・体系・基本理念・最高規範性
第2回 平成19年8月31日 10:00～12:00	条例の見直し、情報共有・公開、情報共有制度、情報への権利
第3回 平成19年10月12日 10:00～12:00	意思決定の明確化、情報収集・管理、個人情報保護、広聴応答義務、広聴対応機関
第4回 平成19年11月8日 10:00～12:00	財政状況の公表
第5回 平成19年1月17日 10:00～12:00	前文

＜地域コミュニティ部会＞

開催日時	検討項目
第 1 回 平成 19 年 8 月 21 日 10:00～12:00	まちづくり参画の権利、まちづくりに関する自治体の責務、まちづくりに関する住民の責務、参画の原則
第 2 回 平成 19 年 9 月 6 日 10:00～12:00	計画策定段階の原則、計画策定手続き、審議会等への参加・公開
第 3 回 平成 19 年 10 月 3 日 10:00～12:00	住民自治定義・原則、住民自治に関する自治体の役割、住民自治に関する住民の役割、コミュニティ・公益活動支援、他自治体住民との連携
第 4 回 平成 20 年 1 月 21 日 10:00～12:00	住民自治協議会等、住民投票原則、住民投票要件

＜調査部会＞

開催日時	検討項目
第 1 回 平成 19 年 7 月 19 日 10:00～12:00	条例制定手続き、総合計画策定、説明責任、長の責務、執行機関・職員の責務
第 2 回 平成 19 年 9 月 27 日 10:00～12:00	行政組織・体制、法務体制・法令遵守・公益通報、職員政策、行政手続
第 3 回 平成 19 年 10 月 23 日 10:00～12:00	危機管理、財務総則、予算編成・執行・決算、財産管理、評価実施・評価方法検討、(外部) 監査
第 4 回 平成 19 年 12 月 3 日 10:00～12:00	近隣自治体との連携、広域連携、国際交流
第 5 回 平成 20 年 2 月 8 日 10:00～12:00	議会の役割・責務、議会の会議・会期外活動、議員の役割・責務



5 各部会検討結果

第1回広報聴取部会

検討項目	基本構想案
(1)用語の意義	【基本構想原案】 ●使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」及び「協働」を定義する。 【基本構想案】 ●使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」及び「協働」を定義する。
(2)目的	【基本構想原案】 ●自治に関する基本的な事項を定め、仕組みを体系化する。 ●自立した地域社会を創造する。 【基本構想案】 ●自治に関する基本的な事項を定め、仕組みを体系化する。 ●自立した地域社会を創造する。
(3)最高規範性・位置づけ	【基本構想原案】 ●生駒市における最高規範であることを規定し、この趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この趣旨を尊重することを規定する。 【基本構想案】 ●生駒市における最高規範であることを規定し、市は、この趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この趣旨を尊重すべきことを規定する。

第2回広報聴取部会

検討項目	基本構想案
(1)条例の見直し	【基本構想原案】 ●時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検証するため、定期的に条例を見直す旨を規定する。 【基本構想案】 ●時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検証するため、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させながら定期的に条例を見直すことを規定する。
(2)情報共有・公開	【基本構想原案】 ●参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供することを規定する。 【基本構想案】 ●参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供すべきことを規定する。

(3) 情報共有制度	【基本構想原案】 ●まちづくりに関する情報は、その時々々の社会情勢や経済情勢に応じて積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存することを規定する。 【基本構想案】 ●市は、まちづくりに関する情報を積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存すべきことを規定する。
(4) 情報への権利	【基本構想原案】 ●市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有する旨を規定する。 【基本構想案】 ●市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有することを規定する。

第3回広報広聴部会

検討項目	基本構想案
(1) 意思決定の明確化	【基本構想原案】 ●市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならないことを規定する。
(2) 情報収集・管理	【基本構想原案】 ●市は、市政運営に必要な先進情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、市政運営に必要な情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。
(3) 個人情報保護	【基本構想原案】 ●市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。
(4) 広聴応答義務	【基本構想原案】 ●市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。
(5) 広聴対応機関	【基本構想原案】 ●市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。

第4回広報広聴部会

検討項目	基本構想案
(1) 財政状況の公表	【基本構想原案】 ●市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならないことを規定する。

第5回広報広聴部会

検討項目	基本構想案
(1) 前文	【基本構想原案】 ●市の特徴（地理的条件、歴史、自然、風土、文化、産業、教育、暮らし、都市形態等） ●目指すべき市民自治の都市像 ●そのために必要となる諸要素（キーワードとなるまちづくりの基本理念等） ●条例制定の目的 【基本構想案】 ●市の特徴（地理的条件、歴史、自然、風土、文化、産業、教育、暮らし、都市形態等） ●目指すべき市民自治の都市像 ●そのために必要となる諸要素（キーワードとなるまちづくりの基本理念等） ●条例制定の目的

第1回地域コミュニティ部会

検討項目	基本構想案
(1) まちづくり参画の権利	【基本構想原案】 ●まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定する。 【基本構想案】 ●まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定する。
(2) まちづくりに関する自治体の責務	【基本構想原案】 ●まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるとともに外国人、若年者、女性、障害者などへの配慮を市の責務として規定する。 ●行政運営のマネジメントサイクルについて、それぞれの段階における市民参画について規定する。 【基本構想案】 ●まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務として規定する。 ●市は、行政運営の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならないことを規定する。

(3) まちづくりに 関する市民の責務	【基本構想原案】 ●市民も議会や市とともにまちづくりの主体であることを自覚し、お互いの存在や価値観を認め合いながら自らの発言や行動に責任を持って、積極的にまちづくりの推進に関わらなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、お互いの存在や価値観を認め合いながら自らの発言を含む行動に責任を持って、積極的にまちづくりの推進に関わらなければならないこと並びにまちづくりに参画する権利の行使に当たり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきことを規定する。
(4) 参画と協働の 原則	【基本構想原案】 ●市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合い、まちづくりに取り組むことを規定する。 【基本構想案】 ●市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定する。

第2回地域コミュニティ部会

検討項目	基本構想案
(1) 計画策定段階 の原則	【基本構想原案】 ●市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表する旨を規定する。 【基本構想案】 ●市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行うに当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表することを規定する。
(2) 計画策定手続 き	【基本構想原案】 ●計画策定段階における市民への意見聴取の方法としてパブリックコメントやアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。 【基本構想案】 ●計画策定段階における市民への意見聴取の方法として意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。
(3) 審議会等への 参加・公開	【基本構想原案】 ●市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、中立性の確保及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。 ●審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない旨規定する。 【基本構想案】 ●市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、地域、性別、年齢、国籍等に配慮すること及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。 ●審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならないことを規定する。

(4) 市民自治定義・原則	【基本構想原案】 ● 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動を市民自治とする定義を規定する。 ● 自治会やボランティア・NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も市民自治活動の主体であることを規定する。 【基本構想案】 ● 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動であることを規定する。 ● 市民自治活動の主体は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれることを規定する。
---------------	---

第3回地域コミュニティ部会

検討項目	基本構想案
(1) 市民自治に関する自治体の役割	【基本構想原案】 ● 市は、市民自治活動を尊重すること並びに非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に必要な応じて支援することを規定する。 【基本構想案】 ● 市は、市民自治活動を尊重すること並びに自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に必要な応じて支援することを規定する。
(2) 市民自治に関する市民の役割	【基本構想原案】 ● 市民の努力義務として、市民自治活動の重要性の認識、市民自治活動への参加及び市民自治活動を行う団体等への支援について規定する。 【基本構想案】 ● 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、市民自治活動に参加すること及び市民自治活動を行う団体等に支援するよう努力すべきことを規定する。
(3) 他自治体住民との連携	【基本構想原案】 ● 市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めることを規定する。 【基本構想案】 ● 市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるべきことを規定する。

第4回地域コミュニティ部会

検討項目	基本構想案
(1) 市民自治協議会等	【基本構想原案】 ● 一定のまとまりのある地域における市民自治活動を行う組織に関して、当該組織の設置や責務及び当該組織に対する市の関わりを規定する。 【基本構想案】 ● 一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織に関して、別に定めるところにより、当該組織を設置できること及びその責務並びに当該組織に対する配慮及び支援等の市の関わりを規定する。

(2) 市民投票原則	【基本構想原案】 ●市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。 【基本構想案】 ●市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。
(3) 市民投票要件	【基本構想原案】 ●市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。 ●市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。 ●市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。

第 1 回調査部会

検討項目	基本構想案
(1) 条例制定手続き	【基本構想原案】 ●まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参加や意見を求めることを規定する。 ●条例案提出に際し、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参加の状況を明示することを規定する。 【基本構想案】 ●市は、まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参画や意見を求めなければならないことを規定する。 ●条例案提出に際しては、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参画の状況を明示すべきことを規定する。
(2) 総合計画策定	【基本構想原案】 ●総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。 【基本構想案】 ●総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。
(3) 説明責任	【基本構想原案】 ●市は、まちづくりにおいて政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。 【基本構想案】 ●市は、まちづくりにおいて政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。

(4) 長の責務	【基本構想原案】 ●市長は、市民から直接選挙で選ばれた代表機関であり、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。 【基本構想案】 ●市長は、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。
(5) 執行機関・職員の責務	【基本構想原案】 ●市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと、基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。

第 2 回調査部会

検討項目	基本構想案
(1) 行政組織・体制	【基本構想原案】 ●社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。 【基本構想案】 ●社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。
(2) 法務体制・法令遵守・公益通報	【基本構想原案】 ●地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。 ●市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定めることを規定する。 【基本構想案】 ●地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。 ●市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定め、適切に運用すべきことを規定する。
(3) 職員政策	【基本構想原案】 ●市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。

(4) 行政手続	【基本構想原案】 ●市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定めるべきことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定め、適切に運用すべきことを規定する。
----------	--

第 3 回調査部会

検討項目	基本構想案
(1) 危機管理	【基本構想原案】 ●市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならないことを規定する。
(2) 財務総則	【基本構想原案】 ●市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないことを規定する。
(3) 予算編成・執行・決算	【基本構想原案】 ●市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならないこと並びに市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないこと及び予算の執行計画を策定しなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならないこと並びに予算の編成過程を含め市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないこと及び予算の執行計画を策定しなければならないことを規定する。
(4) 財産管理	【基本構想原案】 ●市長は、市の財産の適正な管理及び運用に努めなければならないこと並びに市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市長は、市の財産の適正な管理及び運用に努めなければならないこと並びに市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならないことを規定する。

(5) 評価実施・評価方法検討	【基本構想原案】 ●市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきことを規定する。 ●市は、評価に当たっては、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきことを規定する。 ●市は、評価に当たっては、市民参画による評価を行うなど常により良い方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。
(6) (外部) 監査	【基本構想原案】 ●市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施できることを規定する。 【基本構想案】 ●市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施できることを規定する。

第4回調査部会

検討項目	基本構想案
(1) 近隣自治体との連携	【基本構想原案】 ●市は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進すべきことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進すべきことを規定する。
(2) 広域連携	【基本構想原案】 ●市は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。 【基本構想案】 ●市は、市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。
(3) 国際交流及び多文化共生	【基本構想原案】 ●市民及び市は、各種分野における国際交流及び連携に努め、国際的な視野に立ったまちづくりに努めるべきことを規定する。 【基本構想案】 ●市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努め、多文化共生推進の視点に立ったまちづくりに努めるべきことを規定する。

第 5 回調査部会

検討項目	基本構想案
(1) 議会の役割・責務	【基本構想原案】 (議会の役割と権限) ●市議会は、意思決定機関として、市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する法令に定められた議決権を規定する。 (議会の責務等) ●市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。 【基本構想案】 (議会の役割と権限) ●市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であることを規定する。 ●市議会は、法律(政令を含む。以下「法律等」という。)に定められたものの以外の市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する法律等に定められた議決権を規定する。 (議会の責務等) ●市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。
(2) 議会の会議・会期外活動	【基本構想原案】 ●市議会の会議は討論を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開とすること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。 【基本構想案】 ●市議会の会議は討議を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開とすること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。
(3) 議員の役割・責務	【基本構想原案】 ●市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。 【基本構想案】 ●市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。

3 シンポジウムの開催

市民自治基本構想の策定に向けて、検討委員会で取り組んでいる状況を市民の皆さんに知っていただくために、「生駒の市民自治を考えるシンポジウムⅡ」を開催しました。

1 概要

日 時：平成19年12月8日（土）13：30～16：30

場 所：生駒市中央公民館サンホール

テーマ：「市民参加による新しい生駒の市民自治を考える ―自治基本条例をめぐって―」

主 催：生駒市市民自治検討委員会

共 催：生駒市、生駒市教育委員会

後 援：生駒市議会、生駒市自治連合会、生駒市社会福祉協議会、生駒市生涯学習推進連絡会

運営協力：市内の NPO 法人

2 シンポジウムの内容

●司会進行

生駒市市民自治検討委員会委員（広報広聴部会） 上田 秀子氏

●あいさつ

生駒市市民自治検討委員会委員長 中川 幾郎氏

生駒市長 山下 真氏

生駒市議会議長 井上 充生氏

●基調講演

演題「自治基本条例の制定に向けて」

講師 奈良女子大学名誉教授

生駒市市民自治検討委員会副委員長 澤井 勝氏

●パネルディスカッション

テーマ「検討委員会の取り組みと今後の抱負」

<パネリスト>

生駒市長	山下 真氏
生駒市市民自治検討委員会委員（広報広聴部会）	橋本 亨氏
生駒市市民自治検討委員会委員（地域コミュニティ部会）	日高 容子氏
生駒市市民自治検討委員会委員（調査部会）	入口 嘉憲氏

<コメンテーター>

生駒市市民自治検討委員会副委員長（調査部会長）	澤井 勝氏
生駒市市民自治検討委員会委員（広報広聴部会長）	野口 晴利氏

●閉会の言葉

生駒市市民自治検討委員会副委員長（地域コミュニティ部会）	上埜 作治氏
------------------------------	--------



3 会場アンケートの集計結果

シンポジウム参加者数 171名

アンケート回収 71名

回収率41.52%

質問項目	回答項目	人数	比率
シンポジウム開催を何でお知りになりましたか。	市広報紙	23	25.84%
	ホームページ	3	3.37%
	ポスター	10	11.24%
	自治会回覧	40	44.94%
	マスコミ報道	0	0.00%
	その他	13	14.61%
まちづくり活動に関わられた経験はお持ちですか。	自治会役員としての活動	40	48.78%
	ボランティア活動	19	23.17%
	NPO 活動	4	4.88%
	その他	4	4.88%
	特になし	15	18.29%
シンポジウムに参加して、まちづくり活動に関心を持たれましたか。	大いに関心を持った	23	34.85%
	少し関心を持った	39	59.09%
	あまり関心を持てなかった	4	6.06%
	全く関心を持てなかった	0	0.00%
生駒のまちづくりはどのように進めていけばよいと思われますか。	行政中心	1	1.47%
	協働	60	88.24%
	市民中心	7	10.29%
	その他	0	0.00%
性 別	女	26	36.62%
	男	45	63.38%
年 齢	20 歳未満	0	0.00%
	20～29 歳	0	0.00%
	30～39 歳	2	2.82%
	40～49 歳	5	7.04%
	50～59 歳	20	28.17%
	60～69 歳	34	47.89%
	70 歳以上	10	14.08%
お住まい	生駒市内	68	95.77%
	生駒市外	3	4.23%

生駒の市民自治を考えるシンポジウム 会議録

< あいさつ 生駒市市民自治検討委員会委員長 中川幾郎氏 >

皆さん、こんにちは。今日お集まりいただきました方々は、生駒市の宝というべき市民の方々でございます。生駒の財産は市民そのものだと思っております。市民を主役とした市民自治を実態あるものにし、活力あるものにしていくためにはどうしたらいいのかという問題意識から市民自治検討委員会はスタートしたわけです。今日この場に至るまでにどのような経過があったかを御報告申し上げて、ごあいさつに代えさせていただきます。

まず、平成１５年１０月に市民自治検討委員会の準備委員会が立ち上がりました。もともとは自治基本条例をつくってはどうかという内外の機運を受けて立ち上がったわけですが、率直に申し上げまして自治基本条例を行政主導でつくるという流れを私たちは受け入れたくないという立場でございまして、もっとたくさんの市民の方々に議論してもらいたい、参加してもらいたい、この自治基本条例をつくるに至るまでのプロセスを大切にしたいという思いから、平成１５年以降、足掛け２年弱かけて平成１７年５月に、どのような形で以後自治基本条例づくりを進めたらいいのかについての基本提言を出しました。それを受けて庁内で職員のプロジェクトチームが編成されて、平成１７年１２月から１８年に至るまで検討がなされたと聞いております。それを受けまして最終報告書とプロジェクトチーム報告書に基づいて、平成１８年１０月１３日に市民自治検討委員会を立ち上げるための幹事会を編成され、これらの検討の中で、今現在運営しております組織の基本設計図を御提示申し上げました。そこで公募委員の集め方、市議会の関わっていただく方、どのような各種団体の御代表に来ていただくかという検討を重ねて参りまして、平成１９年１月２３日にこれらの方々が初めて一堂に会していただき、市民自治検討委員会が立ち上がっていったという経過でございます。その後約１０ヶ月でございますが、３つの部会に分かれまして精力的に議論を重ねていただきました。３つの部会は広報広聴部会、地域コミュニティ部会、調査部会の３つでございますが、これらの部会は大変数多い会議を重ねていただき、今日皆さまのお手元にお渡しできる段階に達したわけでございます。まだ議論を残している部分は１割程でございますが、おおむね申し上げますと、情報公開・共有の方法、地域コミュニティのあり方はどうあるべきか、自治会とＮＰＯの連携はどのように結ぶべきか、その他市民活動の支援の方策はどうあるべきか、先進都市ではどのように新たな制度を導入しているか、議会・行政の役割についてははどこまで

詳しく規定すべきであろうか、というふうにさまざまな検討を行ってきたところでございます。

いよいよ基本構想という形で案をまとめておりますが、大筋これが自治基本条例の文案にかなり近いと御理解いただいて構わないと思います。自治基本構想案が１９年度中には固まってくればいいと思っておりますが、遅くとも２０年度前半には完成して提示できたらと思っております。

以上が経過でございますが、その間、シンポジウム、タウンミーティング、さまざまな講演会等を開催して、皆さまの御関心を集めたいという想いで活動して参りました。本日はその中間総括の形でシンポジウムを開催できるということを大変嬉しく思っております。題名も「生駒の市民自治を考えるシンポジウム」ということでございますので、第２弾だということがお分かりいただけますでしょうか。サブテーマはもっと具体的で「市民参加による新しい生駒の市民自治考える－自治基本条例をめぐって－」というところでございます。なお、この主催は、私ども市民自治検討委員会が受付から企画まで全部行っておりますけど、バックアップといたしまして生駒市役所、生駒市教育委員会のお力もいただいております。また、生駒市議会、生駒市自治連合会、生駒市社会福祉協議会、生駒市生涯学習推進連絡会の御後援をいただいております。さらに実際の運営協力に当たりまして市内のＮＰＯ法人の方々に随分とお助けいただいております。この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。

以上簡単でございますが、今日の開会のあいさつに代えまして経過報告ということでお聴きいただければ幸いです。これから御熱心に御論議いただけたと思いますが、どうか最後までおつきあい下さいますようよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

<あいさつ 生駒市長 山下真氏>

皆さん、こんにちは。本日は市民自治検討委員会主催の「生駒の市民自治を考えるシンポジウム」に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本日のシンポジウムの開催に当たりましては、検討委員会の委員の皆さまをはじめ、関係者の方々に大変御尽力をいただいていることに関しまして、この場を借りて改めてお礼申し上げます。

今日のテーマは市民自治ということでございます。市民自治とは何かということに関しまして、この後澤井先生からお話があるかと思いますが、もともとは自治というのは、例えば、自分の住んでいる地域の道路をどうしようか、水路をどうしようか、お祭りどうしようか、冠婚葬祭どうしようか、学校どうしようか、といった地域の身近なことを地域の人々が集まり、話し合って決めて、自分自身で人手を出し合って実施してきたという時代が一昔前まではあったのだろーと思ひます。しかしながら、だんだん行政サービスの内容が高度になるとともに、農家が減って会社に勤めるようになると、なかなか自分たちで話し合って自分たちで実行するというようなことは、時間的にも技術的にも難しくなっていくと。それで市民は税金を払って、その代わり行政に代わりにやってもらうと。市民は税金を払うとともに、行政にやっていただく色々なサービスの優先順位とか量を決める人を市長や議員という形で選挙で選ぶと。こういった形での一種の分業というような形がだんだん進んできて、今のようないシステムができあがってきたのだろーと思ひております。そういう時代がこれまで続いてきたわけなのですが、今方それが変わり目に来ているのかなと考へております。これにはいくつかの理由がございまして、一つは我が国の経済自体がかつての高度経済成長時のような飛躍的な伸びを見せることができなくなり低成長になると。一方で少子高齢化が進むと税収が減るということになります。そうすると財源が乏しくなるわけで、全ての行政ニーズに応えるのが難しくなると。当然ニーズの高いものから優先順位をつけて、必要性・有効性の高いものから、市長であり、職員であり、議員であり、そういう人たちが議論して優先順位をつけてきたわけでございますが、一つは市民のニーズが多岐にわたり、また市民の価値観も変わってくる中で、市長、職員、議員だけが優先順位を、あるいはサービスの量を決める担い手ということでは、必ずしも市民の皆さまのニーズに十分応えられなくなりつつあるのではないかと。そこで行政サービスの受け手であり、納税者であり、主権者である市民がサービスの配分の過程自体にもっと関わる方がいいのではないかと考へが一方では起きてきたのだろーと思ひております。またそれは行政サイドからしても、我々だけでやるよりも市民の皆さんに

入っていただいた方が、よりきめ細かい、また、市民の皆さんのニーズに合致したサービスを提供できるし、結果として、より多くの市民の皆さまに満足できるサービスを提供されることになれば、我々が市民の皆さまからお叱りを受けるようなことは減るという面もあると思います。それが市民自治がより求められるようになった一つの背景であると思っております。その一方で、先ほど申しましたように、税収が減っていく、あるいは少なくとも増えないということになると、これまでの行政サービスの量を減らさなければならぬと。しかしながら、一旦享受することに慣れてしまったサービスが減ることになれば、非常に大きな抵抗、反発があるわけでございます。サービスはできる限り同じ水準を維持した方が良い。あるいは市民のニーズに合わなくなったサービスを削る代わりに、ニーズに合致したサービスを提供するという形で、トータルとしては行政サービスは減らない方がいいわけでございます。しかしながら、行政だけがその担い手となるには人手の面、財源の面からみて無理があると。そこで民間企業、NPO団体、ボランティア団体、自治会といった地縁団体、PTA、子ども会、老人会といったさまざまな団体と手を携えながら、これまで行政が主体となって提供してきたサービスを、その関係団体が皆で一丸となって提供するという仕組みにすれば今のサービスの質を落とさなくてもいいのではないかと。そういった考えが高まってきたわけですね。批判はありますけど、そういう考えをする人が多くなってきております。それと同時に、もう一つ市民自治ということが声高に言われる理由の一つとして、地域コミュニティの崩壊が進んでいるということがあります。昔のような隣近所が活発に交流しあうような地域社会がなくなって、疎遠になってきているというふうに思います。そうするとどういう問題が起きるかと言いますと、例えば高齢者の御夫婦のみの世帯、独居老人等がもし何かあっても誰もそれに気がつかない。一ヶ月経ってから死んでいるのを発見されることもあるわけですね。あるいは子育て中の主婦は孤立して、子育てのストレスが溜まって児童虐待をしてしまうと。そういったような事態もあるわけで、そういうことを放置はできないだろうと。そういう場合に行政だけでそういう問題に対処できるのかと言うと、やはり行政だけでは細かいことには目が届かないので、地域社会で見守り活動的なことをしていけないといけないというニーズが高まっていると思います。それと同時に、例えば、防災・防犯といった面でも自主防犯活動を展開して、腕章を巻いてパトロールをしている地域には泥棒は入りにくいですし、阪神大震災でも明らかになりましたように、災害の起こった後の初動活動が重要でありまして、その際には消防が到着するまでにはどうしても時間がかかってしまうので、自分で自分の身を守る、あるいは隣近所どうしで助

け合うといったことがどうしても必要になってくるわけですね。そういったことから、地域コミュニティというのをもう一度復興させないといけないのではないか。そういったことも非常によく議論されるようになってきております。

今、大まかなこととして3つのことを申し上げました。1つは行政サービスの優先順位をつけるのに市民の方に入ってもらった方がいいのではないかと。それから行政サービスの質と量を落とさないために、行政以外の色々な団体等に、行政とともにサービスの提供側に回ってもらった方がいいのではないかと。最後に地域コミュニティを復活させるために自治ということがより求められるようになってきているのではないかと、ということを上げましたが、いずれも本市に当てはまるわけございまして、そういった点から市民自治というものをより活性化させ、市民の中に深く考え方を浸透させ、より多くの市民の方に自治の過程に参画してもらうための作業を、市民自治検討委員会でやっていただいているということでございます。その制度としての究極の形が市民自治基本条例であり、その考え方の基となるのが市民自治基本構想であると中川委員長が言われたことでございます。

今日のシンポジウムは、本市の市民自治の憲法であるともいうべき市民自治基本条例をつくることに向けての一つの過程として開催させていただいているわけでございます。ただ、やはりまだまだ市民の皆さまの関心は高くないです。テーマは固いので参加者はそれほど多くはないですが、ただその分、非常に関心の高い人に来ていただいていると思っておりますので、この場に参加していただいている皆さま方が市民自治の中核的リーダーとなっていて、各それぞれの地域、皆さまが所属されている団体等に今日の議論を持ち帰っていただいて、この生駒において、今申しましたような自治というのを高めていただきたいと。また、そのためのきっかけに今日のシンポジウムがなれば、また、市民自治基本条例をみんなで一緒により良いものをつくっていくという過程を盛り上げるきっかけになればと思っているところでございます。話が長くなってしまいましたが、そういうことが今日の開催趣旨でございますので、最後まで御参加いただければと思います。

今日はどうもありがとうございました。

< あいさつ 生駒市議会議長 井上充生氏 >

「生駒の市民自治を考えるシンポジウム」の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

我が国では、地方の時代と呼ばれて久しいところですが、これは平成十二年の地方分権一括法の施行によりまして、国と地方自治体は対等の関係と謳われ、地方の権限が拡充されるとともに、その責任が一層、拡大されてきたことによるものです。

この国から地方への権限や負担等の移譲に伴い、行政が停滞する自治体や逆に行政改革等により創造性豊かな政策を展開する自治体など、その対応は様々であり、次第に自治体格差が生じてきております。

今や、まちづくりは、市民一人ひとりが主体となって考え、ともに参画し行動することが必要な時代となってきております。また、その実現のためには、生駒に愛着と「まちを良くしたい。誇れる街にしたい」という気持ちを育むことが重要なキーポイントと考えます。

この後、奈良女子大学の澤井名誉教授による「自治基本条例の制定に向けて」基調講演があるわけですが、この条例は私たちのまちを私たちみんなで築いていくという基本理念による「まちづくりのルール、最高規範」となるものです。

しかし、こうした自治基本条例の制定自体が最終目標ではなく、大切なことは市民参加による市民主体のまちづくりが最大最終目標であります。このことにより市民、行政、議会が一体となったいきいきとしたまちづくりが形成されていくものであります。

どうか今回のシンポジウムが、生駒のこれからのまちづくりに有意義なものとなること御期待申し上げます。冒頭に中川委員長、山下市長からも言われました、今日おいでいただいた皆さま方は、生駒市にとって宝でございます。御参加の皆さま方の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

< 基調講演 奈良女子大学名誉教授

生駒市市民自治検討委員会副委員長 澤井勝氏 >

テーマ「自治基本条例の制定に向けて」

こんにちは。基調講演とのことですが、市長さんが随分基調講演をされましたので、少し重複するところもあるかと思いますが、話題提供みたいな形でお話させていただきたいと思います。特に今日は、市民自治検討委員会の市民の委員さんを主体にしてどんな議論を検討委員会でしているのかということも含めまして、今日御参加いただいている皆さまも含めまして、市民主体の議論をしていっていただきたいと思いますので、私の方からはバックグラウンドについてお話させていただきたいと思います。お手元のプログラムにあるレジュメに沿ってお話させていただきたいと思います。

まず、市民自治ということですが、市長さんがおっしゃったことですが、もともとは住民自治といいますか、地域のことは自分たちでやるということが自治の基本ですね。それが色んな事情で壊れてしまったということがあります。それは繰り返しになりますので触れませんが、その中での中心は、自分たちが自腹で、自分たちの労力と資力と技術力を使って地域を管理するということをやってきたわけですね。私の記憶でも昭和35年から40年くらいまでは地域社会というものはあったと思います。都市部でもお祭り、盆踊りとかして、私は東京の出身ですが下町では盆踊り、東京音頭がありました。今はそういうのはなくなりましたよね。だから地域社会の復興というのは、実を言うと、盆踊りの復活みたいなものです。祭りをやっている地域は元気です。若い人は入ってくるし。そういう点で、自分たちを元気にするというのは自分たちの力で、自腹でやってきたわけですね。その精神は今でも重要で、つまり行政におねだりするのではなくて、自分たちでやるという気構えとお金と資源を集めて実行していくことが、自治の原点だと思います。現在でもユイとかあると思いますし、講がありますね。例えば、ならまちの庚申様とうのは講でやっておりますが、要するに、見てみるとそういうものは残っているわけでございますし、それがまた活性化につながってくると思います。プログラムのレジュメにもありますように、基本的には自前で、自分たちの地域の問題を解決するための仕事や、そのためのつながりが住民自治だったわけです。

少し話が堅くなりますが、憲法に住民自治が保障されているわけです。憲法の第92条で地方自治について規定しているわけですが、実は地方自治について規定を持っている憲法は日本国憲法が世界で初めてです。今でもあまりありません。ドイツの基本法とかフランス憲法とか出てきましたが、そういう点では先進的な憲法であったわ

けです。第92条に地方公共団体の組織と運営に関する法律は「地方自治の本旨」に基づいて策定され運用されるべきである」と書いてあります。その場合の「地方自治の本旨」の理解は団体自治と住民自治の2つとなっております。ですから昭和22年に制定・施行された日本国憲法には、団体自治と住民自治の保障というのが書き込まれていたというのが解釈です。条文上出てきませんが、中味としては団体自治と住民自治というのが「地方自治の本旨」というふうに理解されてきました。そのうち団体自治については進展してきて、2000年に地方分権一括法というのが施行されて、これが基本的には地方自治法の改正を中心として478の法律を改正いたしまして、分権改革が進行中です。この分権改革の中心は何かと申しますと、国と都道府県、国と市町村、都道府県と市町村という各政府がありますが、政府の間の関係は対等・平等だとしたわけです。ということは、それまでは上下関係だったわけです。国が上、都道府県は市町村を指導するという関係だったのですが、2000年の地方分権一括法で対等・平等の関係としたと。対等・平等にしたという一番の中心は、法律の解释权が都道府県と市町村にきているということです。このことは浸透できて、建前上は法律上、法律の解釈について解釈する権利・責任は国と市町村の間に差はないというのが現在の地方公共団体なんです。そういう点では団体自治は大分進展しました。ただし、中味をつくっていくのは個々の市町村の職員の能力にかかっています。つまり国家公務員と対等に議論できる能力を持った市町村職員がどれだけいるか。それが団体自治を整理させる第一のポイントです。それが十分にできているでしょうか。国では大学を卒業しまして各省庁に入るとずっとその省庁にいるわけですが、市町村職員はぐるぐる回るから、専門性はなかなか育ちにくいわけです。そういった意味で人事政策ができていくかというと、以前のまま、国の下にあった市町村のままできているから、職員の専門性は育たないままで、国の職員と対等に議論しなければならないという辛い立場にあるわけです。ただ、団体自治については法的には整理されています。

ところが、実際には住民自治については、十分に尊重されてきませんでした。憲法の解釈上住民自治も保障されているのですが、住民自治については、非常に薄手でした。法律的には住民自治について規定しているのはあまりありません。なぜそういうことになったのかというと、昭和30年以降の市町村大合併から行政が非常に大きくなってしまった。また、専門性も高くなってしまったので、住民自身が参加しにくくなったということがあります。それが第一点です。そこで行政が肥大化する中で、自治の主体は行政だという考え方すら生まれてきました。公務員の専門性が高まってき

ましたので、公務員向けの雑誌もたくさんありますよね。私が地方自治の分野に入った頃は、そういった本はほとんどありませんでした。今は非常に大きなマーケットになっていますし、イノベーションが早いんですよね。そういった面では公務員の能力は高まってきているわけですが、そういった点から市民が議論に参加できない、はじき出される状況が生まれてきていると思います。レジュメの３－１－２に書いてあります。

それから、もう一つ３－１－３に書いてありますが、この結果、みんなのために働く「公」というのは、官に、公務員に独占されるようになってきた。昔は家族と地域が担っていたさまざまな「公的工作」を行政に委ね、税金で賄うことが必要になり、それを当然とする考え方が広がっていった。道の管理とかごみ処理等ですが、昔は自分たちでやっていたことを行政に任せるようになってきたと。そこで生まれることは、公的工作を担ってきた個人が、みんなのために仕事をやるのが当たり前だった市民が、自分の生活のことをやっていけばいい、むしろそれを守るのがいいというような市民になってしまったのではないか。この場合の市民は「私民」ですね。自分の権利の主張という形に変わってしまったのではないかと思います。それと、もう一つ今言いました、行政の専門性が高まっているということもあって、市民の力がそがれていると思います。

もう一つ法律上の問題で言いますと、地方自治法が非常に古いということもあります。３－２－２に書きましたけど、地方自治法１０条に住民の定義があります。住民とは何かと申しますと、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。と書いていますが、その上に書いてあります市制第６条 凡市内ニ住居ヲ占ムル者は總テソノ市住民トス。これは全く変わっていないわけです。明治２７年できた条文ですが、地方自治法はそのままきているわけです。憲法変われど地方自治法変わらず。さらに、凡テ市住民タル者ハ此ノ法律ニ従ヒ公共ノ营造物並ビニ市有財産ヲ共用スルノ権利ヲ有シ及ビ市ノ負担ヲ分任スルノ義務ヲ有スルモノトス。明治２７年に規定されています。要するに住民としての権利と義務ですね。それは地方自治法１０条に、住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。と書いていますが、全く同じですよ。要するに、住民の権利は地方自治法１０条でサービスを受ける権利しかない。そんなことはないですよ。もっと広く権利を持っていますが、地方自治法上限定された権利しかないです。今、分権改革の議論をしています、本来ならば地方自治法改正しまして、市民・住民の定義を変えなけ

ればいけないですね。ところが、できてませんので、むしろ現状にあった形での法律のあり方、住民の権利の仕方というものは市民を主体とした自治基本条例でカバーしていくのが妥当ではないか。そういう意味で言いますと、我々が検討しております自治基本条例は、地方自治法を乗り越えるための条例です。法律を乗り越えるための条例です。そういう点で市民が権利を持っていた、市民の権利をつくってきたわけですが、情報公開の権利とかはつくられた権利ですが、それを市民のものとして再定義して、地方自治法自体を乗り越えていく、あるいは憲法の内容を豊かにしていく、そういうものとして考えていただければ良いのではと思います。

それから、その背景として3 - 2 - 3に書きましたが、実際の地方自治体のあり方をめぐっては、1970年代から「市民参加」の取り組みが進み、市民運動、住民運動が起きてきた。そして2000年以降はさまざまなNPOやボランティアが、地域の自治組織（町内会や自治会、区長会など）とならんで地域社会の色々な問題に取り組むようになってきている。地域自治組織も行政の下請けを脱して、福祉や安全などをつくる本来の自治への取り組みを進めるようになってきていると思います。実はその変化を1990年代から新しい自治の流れが出てきていると思います。それを踏まえてその仕組み自身を変えていく、明治の規定を変えていく、そのための取り組みだと思っています。

それから、3 - 2 - 4に書きましたが、自治基本条例をつくり運用するということは、このような市民自身が自治体の主人公になり、権限を持つ行政と協働しながら、地域社会の「公的工作」をともに担っていくための法律的な土台をつくることであるというふうに考えていきたいと思っています。つまり、地域社会の公的工作というのを、市民が行政と協働して解決していく。そのため、市民自身が力をつける、市民が活動できる条件をつくっていく、法的根拠をつくっていくという意味で自治基本条例を考えていきたいと思っています。このことは協働とありますが、行政が財政的に苦しくなっていることも含めまして、市民の協力を得て公的なサービスを維持する、あるいは拡大するという市長さんのお話がありましたが、協働とはそのことですね。ただ、その場合の問題は、協働というのはポイントは市民と行政が対等だということです。そうでないと、協働は成立しません。今までどおりの行政の下請けとしての市民組織となってしまいます。このことは、実際には協働とは協力して働くと書きますが、行政職員の受け止め方は、安上がりの民間下請けの大量と捉えられている。そうでなくて、共に一緒に働いて、行政とは税金をとりますし、条例・法律をつくる提案はできますし、さらに権限がきておりまして法律は使えますから、そういうような強力な組織な

のですから、それが市民と協力して対等な関係で色んな事業を行っていくというふう
に変わっていくことが求められていますし、そのために市民自身の力をつけていく、
エンパワーメントと言いますが、そのための自治基本条例だというふうに考えていた
だいて結構かと思います。

レジュメの4ですが、なぜ基本条例かということですが、議長さんのお話にもあり
ましたが、条例は自治体の憲法みたいなものだ。生駒市もたくさんの条例を持って
いると思いますが、各条例の上に立つような条例が基本条例だと。ですから、現在生
駒市である条例、これからつくる条例を自治基本条例の考え方で統一していくことを
求めるようなものが自治基本条例です。もちろん条例という意味では他の条例と法的
な効力は変わりません。ただ、考え方として、自治基本条例を最高規範的なものとし
て扱うことで、自治体の持っている条例を市民化するというか、市民が扱いやすいも
のに変えていく、あるいは市民が自治的な力をつけていくために、既存のものから、
これからつくる条例はそういうものとしてつくらなければならないと思います。そう
いうための研究も必要ですよ、どうでしょうか。その点は市民自治を強めていく観
点で、条例自身を再構成することも求められます。そのための基準が自治基本条例で
あると思います。

4 - 2にも書きましたが、「自治基本条例」はそれらの多数ある条例の基本となる条
例である。生駒市の全ての条例や規則がそれに従って定められ、解釈され、運用され
ることが期待されるのが「基本条例」である。特に市民自治、住民自治をつくり、本
来のまちの主人公である市民、住民がその意思で、市の施策をコントロールできるよ
うな、「自治体の憲法」としての条例であると考えたいと思います。

もう一つは書きませんでした。生駒市は色々な計画、行政計画を持っていると思
います。介護保険事業計画とか総合計画とか基本構想とか。基本構想は議会の議決が
必要ですが。これらの計画自身も自治基本条例の考え方の下において、策定あるいは
実施されていく必要がある。そういうものとして、自治基本条例を位置づける必要が
あるのではないかと。総合計画、自治基本条例が2本たってしまったら、ややこしくなっ
てしまいます。その点は、総合計画は自治基本条例の下に位置づけられるようなもの
であって欲しいと検討委員会では考えております。

もう一つは議会の役割です。これもここには書きませんでした。条例をつくるの
は議会です。議会は市民自治基本条例をつくることによって、市民自治を積極的に推
進するということで、非常に役割は大きいわけです。是非、市民自治を評価する方向
で、議会の権能を使っていきたいと思います。同時に議会自身も変わっていただ

きたい。議会の議事規則とか規程がありますが、ほとんどが明治以来の規程です。非常に議会の権限としては制限されています。そういう点では、議会のあり方、例えば議会と市民参加の関係とか、というのを変えていく必要があると思います。それについては、既に北海道の栗山町、夕張市の隣ですが、議会基本条例をつくっております。自ら市民との関係で議会の権限を強めるというような方向で条例が策定されていて、各議会が勉強に行かれています。そういう点では、議会のあり方も御検討されることをお願いしたいと思います。

4 - 4 にも書きましたが、このようにして現在の国の憲法で定める「地方自治の本旨」を、すなわち「団体自治」と「住民自治」の保障という理念を、地方自治法を補完しながら、この生駒市で具体的に実現していくことになると思います。こういう言い方をしている自治基本条例はあまりないです。生駒市はそういう観点から、例えば地方自治法を補完するとか、憲法の本旨を生かすためにというふうな形で議論されている自治基本条例はないので、そういう背景をもって議論された条例は恐らく初めてではないかと思います。今40程の条例があると思いますが、我々が参照にした先進的自治体の条例は7つ程ですが、そういった点で、生駒市の特色のある自治基本条例を御一緒につくっていかれたらと考えています。

最後にですが、志ある住民が「私民」から「市民」になっていくことを助ける、自立的な地域立法でもあるとレジュメにも書きましたが、「私民」の考え方は、実は丸山眞男さんという政治学者が生前に言っておられたのですが、広義な citizen なる市民を日本は形成できなかった。「市民」をつくるような装置・仕組みを解体してきてしまったのではないかと、というような言い方をしています。具体的に言いますと学校がそうですが、京都では学区が先にできて、学校ができたわけです。自治の中から学校が生まれてきたわけです。明治19年に学制ができて、上から学校をつくっていきましたので、市民自らつくる学校という考え方がとんでしまいました。近代日本の失敗なのです。それが最近になって、コミュニティスクールという形で、例えば地域で支える学校ということで復活してきましたが、それも実は一旦つくりかけたというか、明治維新以降は自治の組織ができてきたのですが、それが上からの改革がつぶしてしまったという結果ということ丸山さん自身は言っておられます。そのことを我々自身はつくっていかねばならない。歴史を振り返るのも必要ですが、歴史はつくるものですから。それを例えば5、10年経って振り返って、ここまできたということ言えるとすばらしいと思います。そういう意味で申しますと、御参加の皆さんは歴史の生き証人になるわけですから、新しい歴史をつくるためにぜひ御一緒に御議論いた

だきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

パネルディスカッション

テーマ「検討委員会の取り組みと今後の抱負」

< 中川委員長 >

それでは、ただ今からパネルディスカッションに入らせていただきます。

まず、最初に3つの部会に分かれて基本構想案の検討をしてきたわけでございます。それにつきましては、お手元に生駒市市民自治検討委員会・各部会検討経過という資料があると思いますが、3つの部会がどのような項目を検討してきたかを記しています。その次のページからは各部会の基本構想案という形で、各条文になるかという内容が書かれています。このような形にしていくために各部会で検討をしていただき、ここまできたわけでございますけど、各部会の検討経過や苦労話などを広報広聴部会の橋本委員から順次報告をいただきながら、議論に入っていきたいと思います。それでは橋本委員よりしくお願いします。

< 橋本委員 >

市民自治基本構想案策定作業を広報広聴部会でさせていただきました。今日は中間報告ということですが、今年の流行語大賞が東国原知事の「どげんかせんといかん」で、それから少し古い話ですが、ケネディ大統領の「この国があなたのためにしてくれることを尋ねるのではなく、あなたがこの国のために出来ることを尋ねなさい」という名言がありますが、市民自治基本条例というのはそういうものではないかと思ひまして、公募市民として検討委員会に応募して、参加させていただきました。市長と澤井先生のお話がありましたので、市民自治基本条例をつくらなければならないというのは分かっていたかとは思ひます。

そこで広報広聴部会は何をするかということですが、この難しい市民自治基本条例を市民のものにする。そして市民の理解を得て、行政、議会に活用していただく、そういう基本的なことをつくることだと思います。広報広聴部会は非常にテーマとしてははっきりしていますが、いざとなると難しいのではないかと。私どもはお手元の資料にあります13項目について、回数にして4回、延べ8時間位検討を重ねてきました。市民自治基本条例というものは、条例ができてそれをどう活用するのか、どう使っていくのかという仕組み、方法、あるいは広聴といわれるように、市民のみなさんから話を聴きます。行政が、市民の皆さんから話を聴くのは文句や苦情ばかりであって、なかなか提言とか意見というものについてはなかなか集約できない。それを市民自治基本条例という憲法をつくって、あなたの言っていることは

憲法違反ですよと言えるような条例をつくることだと思います。広報広聴部会の役割は市民への広報、市民の御意見の集約をどうするかという仕組みを考えることだと思いますので、これからも取り組んでいきたいと思いますが、部会でまとめたことは大きく分けて5つ挙げられます。1つ目は広報です。市長をはじめ議会、市職員がやっている市政について、市民の皆さんに分かっていただくように広報することです。生駒市民11万人に知っていただくような仕組みを考えるのが1つです。2つ目は文句、苦情でない提言をいかに集めて、市の行政にどう生かしていくかということです。市民と行政との協働というのはなかなか難しいので、意見ボックスみたいなものを作れば市民の皆さんの声が集まってくるといったような仕組みなどをどうするのかということです。3つ目は行政、議会、市民が情報、テーマを共有する仕組みをどうするかということです。4つ目は市の財政状況についてどういうふうに使っているのか、分かりやすくすることです。5つ目として、市民自治基本条例は憲法という位置づけであるということを確認し、規定したということで、以上5つについての仕組み、方法、約束、ルールなどを決めるということが広報広聴部会の取り組んできたことです。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。それでは続きまして地域コミュニティ部会の日高委員から報告をお願いしたいと思います。

< 日高委員 >

ただ今紹介いただきました日高と申します。よろしくお願いいたします。
今回、他部会のパネリストは男性なので、地域コミュニティ部会の部会長でもある中川委員長の方から女性でということで、ここに座らせていただいております。私はソフトボールチームの監督をしているのですが、そこで今回のシンポジウムの話をしていましたら、堅い話とか難しい話とかということを言われまして、今日ここに来られている皆さんも「生駒の市民自治を考えるシンポジウム」と聞いてそう思いませんでしたでしょうか？

地域コミュニティ部会にて検討を重ねてきた中で感じたことは、言葉に対して敏感になって、想いを込めた言葉で、言葉で想いを伝えられるようにということです。皆さんが一生懸命意見を言われ、議論してきました。会議も常に2時間以上ということで、市民公募の方も含めまして、皆さんが熱心に取り組んできました。また、

傍聴も毎回来られている方がいらっしやいまして、とても関心を持っていただいていると思いましたが、なかなか関心を持っていただけない部分でもあるかなと思います。大事な問題は、地域コミュニティのあり方というのを、私たちはずっと考えていかなければならないのではないかと。そういうことに対して、条例をきちんとそれに応えられるようなものとしてつくらなければならない。それから、自治会、NPO、市民活動の支援もどうしていくのかということも問題になってくると思います。

ここで地域コミュニティ部会の委員の紹介をさせていただきます。部会長はコーディネーターで委員長でもある帝塚山大学法政策学部教授の中川幾郎先生です。

それから、生駒警察署生活安全課長の今西寿広さんです。地域の中には駐在所、交番もありますから、そういう意味で、地域の中で繋がっていく大きな核となるのではないのかという想いを、今西さんからもお聞かせいただきますし、こちらからも求めてしまう部分があります。

それから、生駒警察署地域安全推進委員支部長会から乾光男さん、生駒市自主学习グループ連絡会から河南彰さん、生駒市自治連合会から上埜作治さん、生駒市手をつなぐ育成会から安田まゆみさん、生駒市保育園保護者連絡会から三林恵子さん、生駒郵便局から藪雅彦さん、特定非営利活動法人テイクオフ生駒21から金谷守峰さん、そして市民公募の安藤豊さん、津田勉さんです。それぞれの団体から持ち寄った意見を、そして、その意見をまた団体へ持ち帰って、それぞれの団体でまた意見を聴いてきましたということは何度も聞きました。私はこういうふうに思っ意見を持ち帰ったのですが、こういうことを聴くことができましたなど、有意義な話を聞かせていただくことができうれしいと思いながら地域コミュニティ部会の報告ができることを喜んでいますが、一番大事なことは、市民が行政任せでなく、自分達のことをするのであるから、分かりやすくというところを大事にしてきたと思っています。きちんとまとめることができませんでしたが、以上でございます。

< 中川委員長 >

雰囲気が出るような報告をいただきありがとうございます。続きまして調査部会の入口委員よろしくお願いします。

< 入口委員 >

調査部会の入口と申します。私は上中学校校区に住んでいて、地元の色々な役を

何年かさせていただいておりますが、その時に思いましたのは、市長や澤井先生のお話にもありましたが、人材が豊富で、素晴らしい人がいるということを実感しておりました。前市長の時に市民自治を行っていくということで、よいことだと思っていましたが、実践していくということで参画をさせていただいています。

調査部会は大きく3つのことをやってきました。1つ目は先進事例の分析、2つ目は市民自治のあり方、3つ目は行政、議会等の役割と、非常に堅く、大きいテーマでした。先進事例の分析については、今回の資料にはありませんが、事務局が7市町村の資料を整えていただいて、それに基づいて議論してきました。現地でヒアリングなどできたらよかったかなと思ったのですが、先進事例の資料を用意していただいて、検討してきたということです。それから、市民自治のあり方については、背景については委員の中では十分に認識しています。ただ、具体的なものがなければリアリティがないものですから、今回の検討については抽象的な部分もありますから、それについては、今後条例をつくるに当たって検討していく必要があると思います。それから、行政、議会の役割については時間をかけて検討してきました。

調査部会は4回に分けて検討してきました。委員は13名いまして、部会長は澤井先生で、市職員の方も入っていますし、経済界、労働組合、民生・児童委員、市民公募の方など、色々な方が集まって議論をさせていただきました。細かい項目ではたくさんありますが、大きくくくりますと3つになります。1つ目はまちづくりの方向性について具体的に考えていくということです。例えば、条例制定手続きとか総合計画策定などがこれに当たると思います。2つ目は市、市民、議会のあり方です。どちらかと言うと、行政は何をしているということに対してこうあるべきであるという、市役所にとってつらい文章もあろうかと思いますが、そういう内容がほとんどです。その他としまして、国際交流や近隣自治体との連携などについて議論させていただきました。お手元の資料の後ろ2枚が調査部会の資料となっておりますが、特に委員の中で議論のあった項目につきまして報告させていただきます。条例制定手続き、総合計画策定、法務体制・法令遵守・公益通報、職員政策。これにつきましては結構議論が出た記憶があります。それから、財務、予算。税金の使い方などについて意見があったと思います。それから、2枚目にいきまして財産管理、評価実施。予算をどう使うかということについて議論になりました。それから、広域連携とは何という話が出まして、結論は出ませんでした。文章とすれば資料のようになっています。それから、国際交流及び多分化共生ということで、これは委員に国際交流に造けいの深い方がいらっしやいまして、その方の意見を参考にし

て、多文化共生という言葉を入れました。理解しづらいテーマであります、13人の委員で議論しながら、今回中間報告ができたということです。以上です。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。3人の委員さんから概略を説明いただきましたが、強調されていることを再確認しますと、広報広聴部会では、基本理念、基本原則、その仕組みづくりまで踏み込んでいったということですが、一番強調されたことは情報共有ということだと思えます。情報公開は今日では当たり前の話になっています。それをさらに突っ込んで、同じレベルの水準と言いますか、量と質を市民と共有していきながら施策をつくりあげたり、実行するという原則ですね。ですので、情報共有まで踏み込んでいる自治基本条例は数少ないです。このことを申し上げておきたいと思えます。

地域コミュニティ部会では、市民の社会ということなのですが、コミュニティと言われる地縁型共同社会と、アソシエーションと言われるNPOという言葉に象徴されるような専門的、分野別課題で結集する市民集団、これは地域にこだわりません。^{こころざし}「志」のある市民が集まって、^{こころざし}「志」中心に結集する、別名^{こころざし}「志」の縁と書きまして「^{しえんだんたい}志縁団体」とも言います。この2つの市民集団があるのですが、これらを生駒市としてどのように活性化していただき、地域社会や市民社会の課題解決の力を出していただくかということを議論してきたわけです。

調査部会では、市民はもちろんですが、行政と議会はどうあるべきかという、感覚的には重たい感じのする部会であったと思いますが、これにつきましても御議論いただいたわけでございます。参考までに申し上げますと、委員会には生駒市議会からも協力いただきまして、2人の議員の方に入っております。先ほど非公式に御依頼を受けたわけですが、年明け以降にも議会主催で研修会をしたい、この原案について勉強していきたいということで、勉強会をしたらどうかという打診を受けているということも御報告申し上げます。という意味で、議会もこのことに関しまして、非常に関心を持って協力していただいているということです。

なお、この条例は、澤井先生の基調講演にもありましたように、従来の憲法、地方自治法にない、踏み込んだ規定をいくつか用意しております。それを制度として申し上げますと、原則では情報共有ということですね。これはどの法律にもありません。次に、参画と協働の原則は地方自治法には規定はございません。次に、住民自治の定義をきちんとしている。これは、先ほど地方自治法には住民自治の規定は

ほとんどないという話がありましたが、事実上地方自治法は団体自治法でないのかという批判があります。住民が参加する制度というのは、大きく分けて3つしかありません。50分の1以上の有権者市民の署名による条例の改廃制定請求権です。それから。監査請求権、市長・副市長・議員の解職請求権です。政治学的に言いますと、リコール、条例化されている請求権はイニシアティブ、もう1つはレファレンダムと言いまして、住民投票というのがあるのですが、議論をまだしていませんので、ここの原案には出てきておりませんが、これについても今後議論していかなければなりません。つまり、地方自治法上の保障されている制度だけでは、市民は市政に参画できない。参加はできても参画できないという認識がこの背景にあるわけで、大変突っ込んだ形で制度整備をしていこうという意識を持っています。この制度整備の部会が3つの部会ですが、その部会でも今までにない制度を新たに構築していくという提案が出ていまして、それが法務体制、法令遵守・公益通報制度をつくろう、つまりコンプライアンスシステムを整備するということですね。それから、職員政策につきましても地方自治法上役に立つ規定はありません。それから、危機管理システムも地方自治法上の規定はありません。一番特筆すべきは、行政評価も義務付ける、外部監査制度を導入するということです。生駒市は中核市でないで、外部監査制度を導入する責任はありません。包括外部監査という難しい言い方なのですが、法定監査で非常に手間も費用もかかります。そういう方法を使わなくても、独自の外部監査制度を導入すれば、効率的かつ費用もかからず外部監査を確保できるという意識から外部監査を実施することができるというのを入れています。これらがこの条例の新しく制度化された特筆すべきところであると思いますが、いいものであるから入れておけばよいという議論はしていません。その場合、どのくらいコスト、手間がかかるか、どのような形で市民が参画できるのかということもあわせて議論していただいているわけです。

以上のようなことを総括的に補強報告させていただきました。これを受けまして、山下市長の御感想をいただきたいと思います。

< 山下市長 >

3名の委員から御報告をいただきました。皆さんお忙しい中で、生駒市民として議論に貴重な時間をさいていただいて、また熱心に御議論いただいていることがよく分かりました。どうもありがとうございました。

3つの部会から話がございました。情報共有、情報公開をどういうふうにしてい

くかということで最初に御報告がありましたが、私も常日頃努力をしているつもりなのですが、なかなか成果が上がっていないと思っている分野です。もちろん対外的な交渉に関わることとか、内部の意思決定の過程に関することとか、個人情報、法人に関する情報とか公開していくことが難しい情報があるということは確かなのですが、情報公開法や情報公開条例で非開示にできるというふうになっている情報以外に関しては、市長就任以来、情報公開に基づいて市民から請求があれば、公開するといった受身な対応でなく、行政サイドから積極的に情報提供していくということを心がけてきまして、本市ホームページを見ていただいた方は御存知だと思いますが、かなりの情報を記載されております。市の審議会等一覧をつくりましたが、それを見れば開催日、委員名簿、議事録等全部載っています。それ以外にも色々な情報が載っておりますので、ホームページを見れば、市役所に来ていただかなくても、自宅のパソコンから情報を見れると思います。要は、関心を持って調べようと思ったら、市役所に行って聞かずとも分かるようにしたいということで、ホームページの充実に努めております。

それから、紙媒体では、市の予算と事業を分かりやすく冊子にまとめまして、タウンミーティングやその他で配布するようにしていますし、マスコミへの情報提供も積極的にしています。ことあるごとに記者会見、記者レクもしておりまして、新聞にたくさん生駒市のことを載るようにしております。情報を知る手段として、新聞、テレビが多いと思いますので、積極的に努めています。ただ、色々な努力をしても関心のある人と関心のない人の温度差は激しくて、関心のない人に関心を持ってもらうのが一番難しいです。なぜ関心がないかと言いますと、恐らく自分に関係がないと思っているからだと思います。先ほどあいさつで言いましたように、多くの市民がサービスの受け手になっておりまして、自分が必要とするサービスについては関心がありますが、そうでないことについては関心がないわけです。我々が生活していて関心を持つ分野というのは、ごみを出す、水がおいしい、市役所の窓口が親切かとか、誰もが関わることはそれくらいかも知れません。人によっては子育て、高齢者福祉、教育のこととかありますが、若い頃は子育てが自分の身近であっても、だんだんと年齢を重ねてくると関係がなくなってきた、教育も子どもが大きくなると関係がなくなってきた、だんだん人間は年齢を重ねてくるに従って自分に関心のあるテーマは限られてきて、関心のないテーマについては情報提供をしても読んでくれない。ある意味仕方のないことですが、ただ、今日のテーマである市民自治を考える上では、橋本委員からもお話がありましたが、積極的な提言を市民が

ら出してもらうかということについて、自分に関心のないことでも関心を持って意見を言ってもらえるようにした方がいいと思います。そのことについては苦慮しています。もう1つ苦慮しているのは誤った情報が流布されるということです。我々が出す情報は誤ってはいけませんので、正しいことしか伝えていませんが、口コミとか噂は人を介するごとに内容が変わっていきます。今行われていることと全然違う情報が、市民に流布されることが結構あります。ただ、口コミとか噂とかは、情報伝達の重要なツールであることには間違いのないのですが、鵜呑みにせずに自分で調べて確認する、あるいはもう一度信頼のおける人に確認するといった作業をしていただきたいということを日頃から思っています。

2番目ですが、地縁団体とか、中川先生の言葉を借りれば志縁団体^{しえんだんたい}などをどう活性化させるか。本来的には、自治会とか団体などの内部から意欲とか機運が盛り上がったたり、行政が何もしなくてもNPO団体、ボランティア団体が立ち上がってくるのいいと思いますし、それが本来の自然な姿だと思います。そういった地縁団体、志縁団体^{しえんだんたい}の数が多くて、活動が活発になればなるほど、その自治体の地域の自治のレベルは高くなるのは間違いのないし、無関心層はなくなるのは間違いのないですが、ただ自発的な盛り上がりを待つだけでは不十分ですし時間がかかりますので、仕組み・仕掛けづくりをしていくのが我々の仕事だと思っていますので、知恵を絞っています。今年度から、まちづくりに対して積極的に活動したいというNPO団体やボランティア団体に対して補助をするという制度を始めましたし、市民活動の拠点施設の設備ということで内部で検討を重ねていまして、自治会の拠点は自治連合会というのがあって、その部屋は市役所内にありますけど、NPO団体やボランティア団体の拠点となるような施設はございませんので、そういった拠点を整備していきたいと思います。

議会・行政はどうあるべきかということで最後にお話がありました。こういうことを市民サイドで考えていただくことは非常にいいことだと思っています。江戸幕府の頃言われたと思いますが、民にはできるだけ知らしめず、でも寄らしむべしと。情報はなるべく伝えないで依存させると。そうするとコントロールしやすいわけですね。寄らしむるべし、知らしむるべからずと言われますが、それを反対にしなければならぬと思います。知らしむるべし、寄らしむるべからずと。権限もお金も職員という人材もいますので、一定程度頼られるのは仕方ないと思います。ただ、自分でできることは自分でしていただき、地域でできることは地域でしていただき、自治会でできることは自治会でしていただき、市民団体・グループでできることは

市民団体・グループでしていただく。できないことを補完するのが地方自治体であるというのが理想だと思います。できる限り自分でできることを自分でするようになれば、行政は行政にしかできないことに力を注ぎますので、そういうふうになれば行政サービスの質も量も高まると思いますので、それが理想だと思います。

議会のあり方についても難しいものがあると思います。今までは市民が何かを頼もうと思えば、議員に頼まないと職員はきかないというような、議員はそういったお願い事を市役所に問い詰めるような存在として認識されているような、市民もそういう役割を求め、議員もそれが自分の役割だと思ってきたと思います。それも役割の1つだと思いますが、本来は行政をチェックすることですね。税金を無駄遣いしていないかとか、進むべき方向性を間違えていないか、それをチェックして正して、さらに提言するのが議会の役割ですよ。それと予算編成権、提案権はないですが、条例提案権はあります。よりよい条例を提案してつくることができます。市長は条例の提案権はありますが、議決権はないので議会の同意がなければ条例はできません。議会は自分で提案して議決することはできます。ある意味市長や行政職員がやりたくないことでもやらせることはできます。議会の持っている条例提案権・議決権をもっと生かして、議会は議員にしかできないことをもっとすべきでないかと思っているわけです。市民の要望を取りまとめて、伝えていただくことはありがたいことだと思っていますが、議員を通じてでなく個人で来ていただいても我々は話は聞きますし、議員を通じたから話が通りやすいとか、市民が一人で来たら話が通らないということはございませんので、議会は議会の持っている権能を生かして、議会にしかできないことをしていただきたいと思っています。市民サイドから議会にどうあって欲しいかを考えて提言することは、非常にいいことだと思いますので、ぜひ議論していただきたいと思いますし、行政のことに関しましても、お叱りを受けるのは当然だと思いますので、厳しい御提言をしていただけたらと考えております。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。今の御報告及び市長のコメントを受けて、コメンテーターからコメントをいただきたいと思いますので、澤井先生からお願いします。

< 澤井副委員長 >

調査部会の担当をさせていただきますが、入口委員の話を補足させていただ

きますと、予算編成・執行・決算の項目に魂を入れています。これは色んな想いが入って、文章が長くなってしまったのですが、予算の編成過程を含め、市民が具体的に把握できるようにという文言が入っていますが、予算編成の公開というのは既に始まっていますが、自治基本条例の中に入れて公開度を高めていく、できれば予算編成過程の市民参加を自治基本条例の中に反映できればと思っています。このことは、例えば、国では予算編成過程は公開しています。各省庁ごとに概算要求していますという情報は流れていて、それでもって議論が出たり、反動が出たりしますが、そういう過程で情報公開をすることで、予算についての関心を、市民がより強く持って、その過程に民主的に参画してくることができるかと分違ってくるのではないかと。それを議会で審議して予算をつくっていくというシステムを、構想では提案しているつもりです。それと先ほど中川先生から話がありましたが、評価実施・評価方法は非常に重要でして、評価はされていますが、財政課が評価しているわけですので、市民の目からみたサービスの評価になっていないことが多いです。行政サービスの効果は市民が評価する必要がある。そういう仕組みを入れるべきであると提案しています。その点を強調しておきます。

< 中川委員長 >

ありがとうございます。それでは野口先生お願いします。

< 野口委員 >

野口です。広報広聴部会の具体的な取り組みと成果につきましては、橋本委員からの的確に報告いただきましたので、違った観点からお話させていただきたいと思います。と言いますのも、今後広報広聴部会の役割として住民どうし、住民と行政、住民と議会との協働意識と信頼関係をどのように築いていくのかということを考えていかなければならないと思います。ただし今日の参加状況を見ますと非常に時間のかかることだと思いますけど、重要なことですので、仕組みとともに仕組みを支える母体のあり方を考えていかなければならない課題、取り組んでいかなければならない課題だと思います。

< 中川委員長 >

ありがとうございます。一通り皆さんから御発言をいただきましたが、少しだけ私からトピックスを拾い上げて、もう一度皆さんと一緒に考えていただきたいテー

マを提起させていただきます。1つは、澤井先生の講演にもありましたが、私民、プライベートのことに終止している人たちと私は思うのですが、それが citizen、つまり市民に変わることが大事です。ところが日本の教育は市民教育を全くしてこなかった。即社会人、職業人になっていくことに向かって、一目散に子どもたちを育てていって、本来の citizenship と言いますか、共同社会で生きていく知恵とかマナールールを教えてこなかったという、致命的な欠陥があるとおっしゃいました。私はそれに大変な危機意識を持っている1人でして、これに対して市長は、市民づくり政策、市民がどんどん育っていく、登場するような仕掛けづくりが行政の責任であろうと思っているという御指摘をいただいたわけです。ここで、市民という言葉について皆さんに考えていただきたいと思います。生駒市に住んでいるから市民というふうに定義してよいのでしょうか。生駒市に住民票がないけど生駒市に勤めに来ている、学びに来ているという人は除外していいのでしょうか。生駒市に住民票のない、外国人登録原票に載っている方々は除外していいのでしょうか。こういうことも議論しました。その結果、私民を除外するわけではないですが、市民は分裂するといった議論がありました。例えば、駅前再開発はかなりのお金をかけていますが、傾斜地や勾配地に建っている住宅団地の方々は不便で悩んでおられますが、そこに対する投資はされずに、同じ税金を支払っているのに駅前、中心地ばかりに投資をしてという市民の対立はあるでしょう。さらに、保育所にお金かけて、また保育料金を安くして子育て支援をしているが、高齢者に対してはどうしてくれるのか。子育ての終わっている、子育ての必要のない人にとっては偏った施策になっているのではないかというストレスがあるかも知れない。世代対立です。さらに、職域間対立もあります。国民健康保険に加入されている自営業者、農業者、退職者等の方々に一般会計から繰出金を出して国保の莫大な赤字を毎年埋めているのではないかと。税金を二重に使っているのではないかとという不満もあります。このように、世代別、地域別、職域別に市民が対立するわけですね。さらに市民一人の人間の中にも分裂があります。租税負担者、タックスペイヤーの立場に立った場合は、税金は安ければ安い方がいいとなるのが市民感情だと思いますが、それに対してサービスが手厚ければ手厚いほどいい。例えば、敬老祝い金についても、私は豊中市ですが、そのことで母親と喧嘩をしたのですが、「今年もお金もらったの？そのお金があったら若者がどれだけ助かるか分からない」と言うのと「市長からもらったから、言われる筋合いはない」と。「市長があげたのでない、市民の税金だ」と怒りました。家庭内でも対立はあるわけです。このように、タックスペイヤーであることとユー

ザーであることが、自分の中で分裂している市民が大半ではないでしょうか。この中から未来の子どもたちのために、我々中高年は我慢すべきではないかと考えるような政策選択、それをもっと議論する機会がないと、都市の運命を決定していく世論は動かないと思います。今地方公共団体に投下されるお金は6割、国が使っているのは4割です。そのくらいに都道府県、市町村は大きな影響を与えています。そういった意味で、我々は経営者にならなければならない。もっと行政経営に関心を持って参加しなければならない。いや、参加でなく参画であるというのが自治基本条例の思想です。ですから、参画とは何かと言うと、意思形成段階から関わっていくことです。生駒市が抱えている課題は何だろう、将来どうなっていくのだろうということを、一緒になって考えてみるというところからスタートしないと参画にならない。さらに、意思決定段階から公募市民として応募していく、審議会の委員として関わっていくことも参画です。実行段階でも評価段階でも修正段階でも意見を言う。つまり意思形成、意思決定、実行、評価、修正と一連の人間行動、組織行動の流れの全てに回路が開かれて、誰もが意見を言えるようにするのが参画だと私は認識しております。でも、そこに来てくださる市民は全てではないでしょう。なので市民といっても、労働性のある、意欲のある、愛着心の強い、定住性の強い市民を獲得するのが、自治体の生き残りの作戦ではないかと思います。私の住んでいる豊中市では、社会流動性が激しくて、5年も経つと市民の7割が入れ代わるまちです。だから政策が安定しません。定着性を高めるのと愛着心を持ってもらうのが非常に大切なことで、本当の市民づくり政策が必要だということと、それを担保するためにも自治基本条例が必要だという認識を持っていますが、これが分かりにくいとおっしゃる方は、すべての市民は自ら企業経営者、あるいは公務員であるという立場と、一方では市のサービスを受ける受給者である、企業の製品を買うユーザーである。全員がそうになってきている社会だということです。誰もがサービス供給者であり、誰もがサービスを受け取る側で二重に生きている。一方的に生産者、消費者である人は存在しなくなってきました。そういうプロシューマーの時代に生きているということを、もっと認識しようと思います。先ほどおっしゃった、統制される市民から抜け出るためには、もっと経営に共同責任を持つ方向で入っていかなければならないと意識していると申し上げたい。

次に分権とは何か。澤井先生の話で分権化はものすごい勢いで進んでいるとありましたが、分権とは責任を押し付けるだけでなく、予算と権限を合わせて責任を渡すということです。ですから役所が困ってきているから、市民に助けてくださいと

いう話でないと思います。地域を治めるというのは、市民の権利であったわけですから、権利を放棄して義務を押し付けられるのかというイメージでものを言うのは、2通りの面を見落としているのではないかと思います。もう1つは、条例は総合計画の上位に立つものであると澤井先生はおっしゃいました。そうしますと、予算の作り方、資源配分も総合計画の枠でしか動かないとなるのが当たり前でして、総合計画が総合計画で勝手にできました、毎年度執行する予算は議会、有力者市民からのお願い等を集大成した上で執行するということは、もう通りませんということです。根本的に総合計画を変えなければならないといった突発的な大工事をしなければならないとか、大型施設をつくらなければならないという話が出れば総合計画を変えなければなりません。その場合は総合計画審議会等に諮り、計画修正を市民の手で変えていただくというのが正しい道ではないですか、計画行政というものにきちんと戻っていただきたいというのが全国自治体に対しての私たちの発信です。ちなみに、私は西脇市の総合計画審議会の会長ですし、澤井先生は枚方市の総合計画審議会の会長をされています。新しく総合計画をつくった時に、西脇市長に「行政の各部局が自分たちの勝手や思いつきで総合計画を超えるような事業を興すのはできません、それは市民、議会を裏切ることになる」と言いました。この条例は、その上位に立つことになりますので、大変意味のある位置づけの条例になることを認識いただきたい。しかもこの条例は、基本原則を幾つか持っています。多分化共生ということも入っています。その背景には、人権等多様性を認めるということが入っているわけですから、それに反する条例があれば、改正しなければなりません。基本理念・原則に抵触する条例について、チェックしていく必要も出てきます。つまり、行政改革を迫る条例でもあります。とともに行政だけでなく、地域社会の活性化に向けた改革、議会にもより強力な政策審議消化能力を持った議会として前進してもらうための条例だと思っています。

それでは、次は場内の皆さまからいただいた御意見をもとに各パネリストから御意見をいただきたいと思いますが、言い残したことがあるかもしれません、入口委員からお願いしたいと思います。

< 入口委員 >

難しい言葉が飛び交っていますが、条例をつくったからといって、ドラスティックに物事が変わると思っていません。むしろこれが基本となって、総合計画があって、各条例が整備されていくことになると思います。生駒市の条例は未熟です。そ

れを今回の条例をベースしにして、再整理していただくと。総合計画もあるのですが、中川先生がおっしゃったように、現実の事業とは乖離しています。だから、それも整理していかなければならない。この条例ができた今後、物事がスムーズに行くのではないかと期待をしております。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。それでは日高委員お願いします。

< 日高委員 >

私は、生駒で生まれて、生駒で育って、生駒が昔のような地域コミュニティになればいいと思いますが、昔のように戻れない。新しい生駒らしさをつくっていかねばならないと思っています。その時に、他人任せでなく、義務もありますが、権利があるということを一人ひとりが認識していけるような条例になればいいと思います。中川先生がおっしゃったように、弱者と言われる、声にはならない声を持っておられる方、子どもとか高齢者とか障がい者とかに声が届いたり、行政サービスが行き届くための条例になればと思っています。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。それでは橋本委員お願いします。

< 橋本委員 >

3人の先生の下に我々委員が集まって、自治基本条例をつくろうとしております。私は相当いい条例ができると思います。ただ、それが市民の皆さまに分かっていただけるかどうか、市民自らがつくったと思ってくれることが重要だと思います。難しい文言でなく、やさしい表現の自治基本条例ができればいいと思います。それともう1つは、市長が相当リーダーシップを持たないと、この条例は生きてこないと思います。我々から行政に建設的な提言はなかなかできないと思いますので、市長にリーダーシップを持って引っ張っていただきたいと思います。市長が代わりまして2年が経ちますが、市長が代わってよかったという生駒市にさせていただく。そのためのバックボーンがこの条例であるという位置づけで、引き続きこの作業をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。それでは市長お願いします。

< 山下市長 >

先ほど中川委員長から、市民はサービスの受益者であると同時に行政経営者でなければならないというお話がありましたが、私はいつも職員に言っていることなんです。職員一人ひとりが市長になった気持ちで、どう生駒市を運営していくかという視点で日々の仕事をしていきなさいと言っています。なぜそういうことを言うかというと、そういう感覚の職員は少ないからです。要するに、決められたことを決められたとおりにする、摩擦を起こさないように、自分のところに火の粉がこないようにすればいい、そういう職員が生駒市に限らず少なくないです。そうでない職員もいますけど、そういう職員がいるということをトップとして認めざるを得ないです。「市役所から給料をもらうサラリーマンで終わるのは寂しいのではないか、生駒市のためにこういう仕事をしたと言えるよう胸を張って仕事をするように」と言っているのですが、職員がここの会場に来ているようですので、また職場に帰って伝えていただけたらと思います。

また「私民」でなく、「市民」でなければならないとお話がありましたが、多くの方は、「市政について時間がとられていいこと無い。ただでさえ生駒市のためになぜそこまでしなければならないのか。」と思っておられると思いますが、それはある意味すごく率直な感情かもしれませんが、ただ、「市民」にならなければならないという理念を言ったとしても、なかなか振り向いてくれず、「私民」から「市民」にはなってくれないです。実は公的に関わることは、おもしろいことだと思います。自分自身や自分の家族、会社のことの考えるのが第一であってもいいと思いますが、自分に直接利害の関わりのないことであっても、色んな人と議論しながらつくりあげていくのは楽しいことだし、やりがいのあることだと思います。その活動することによって、知り合い、友人、知人などの人脈が増えます。色んな経験をして視野、見識が高まりますので、一度やるとはまる人ははまります。だから結構おもしろいということを、今日お越しの皆さんが、地域なり所属の団体に伝えていただけたらと思います。

最後に、この条例は、総合計画の上に立つものでなければならないということはおっしゃるとおりだと思います。これまで総合計画は、地方自治法に書いているからやらないといけない、とりあえず委託業者に頼んで原案つくって、総合計画審議

会を通して、あとは置いておけばいいと、そういう意識でつくられた総合計画が少なくないと思います。しかしながら、総合計画は市の今後5年、10年の施策の進め方の基本となるわけですから、いい加減なものであってはならないですし、行政を進めるためのバイブルとなるような計画です。そういう認識が乏しかったと思いますし、市民の方も総合計画がそんなに大事な計画とは知らなかったと思います。現在、第5次総合計画をつくるべく、総合計画策定市民会議をつくりまして、総合計画の理念の段階から市民、市職員で議論をしているわけですが、今度つくる総合計画は、つくって終わりではなく、行政運営のバイブルと思ってやっています。さらにその上に立つのが条例であるということとして、お飾りであってはいけないうけで、市の政策運営、今後の条例制定の中核になるものでなければならぬわけで、そういう意味でもこの策定には、より多くの市民、職員が関わっていくことが必要ではないかと思います。ただ、行政サイドの話になりますが、理念に基づいて条例をつくるのはいいと思いますが、それを実行するに当たっては財源、人材、時間が必要です。我々は財源、人材、時間の制約で仕事をしていますが、そういった点にも若干配慮があった方が行政の長、職員は使いやすいと思います。以上です。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。それでは場内の皆さまからいただいた御意見を基に展開していきたいのですが、自ら発言したいという方はいらっしゃいませんでしたので、私から代読しますが、その前に、各部会で作業してくださった方に場内から御意見をいただきたいと思います。私から御指名させていただきます。広報広聴部会の荒井委員よろしくお願いします。

< 荒井委員 >

荒井と申します。感想を申し上げたいと思います。今日のテーマからしますと、ずれてしまうかも知れませんが御了承ください。

まず、おとついの新聞を見ていましたら、生駒市が工場、研究所誘致のプロジェクトチームをつくったという記事を見ました。市民参加があるのかどうかを探しましたら、見当たりませんでした。本日の出席されている方も含めまして、生駒市の職員の方は優秀な人が多いと思いますので、そういう方の知恵を生かして欲しかったと思います。残念です。ただ、市民自治基本条例が制定されていなかったから、市民参加ができなかったと思います。

次に、我々市民自治の究極の目的は、住みよい生駒市をつくることです。そのために市民自治基本条例をつくるわけですが、気になることがあります。本来ならば、市民、行政、議会が協力して初めて目的に到達するわけですが、具体的な事実がありません。今年の１月に生駒市で３，０００人を対象に市民アンケートを実施しました。その中で、市民の意見は市政に反映されているかどうかという項目がありました。それでびっくりしたわけですが、反映されていないというのが４６．９％ありました。反映されていないという理由としては、意見を要望したい市民の層が限られている。これが３７．４％ありました。対策として各種の説明会、シンポジウムで意見を交換する。要するに、対話するという手法がいいと思います。協定をつくったりということについては、立派なものできていますから申し分ありませんけど、実用化していったって、目的の住みやすい生駒をつくるということになりますと、程遠いという気がします。つきましては、提案があります。市民と行政、議会とのコミュニケーションを良くしようと思えば時間がかかります。ですから、市民自治基本条例ができなかったら動かないというようなことがないようにしないといけないので、今申し上げることについては、即実行に移していただいてもいいのではないかと思います。どういうことかと申しますと、小学校区単位で市民会議を実施することです。市の職員も含めて市民で地域の課題、市政の課題を話す。それだけでは要求だけで終わってしまいますから、次にどうしたら解決するかを皆で知恵を絞って話す。その結果をまとめて、行政に手渡す。それを重ねていくべきだと思います。もしお手数であれば、モデル地区をつくって進めていったって、横に広げていくべきだと思います。理想は自主的にそういう会を持った方がいいと思いますが、なかなか大変だと思いますので、行政として、目的の達成のために環境づくり、人づくり等強力なバックアップをお願いしたいと思います。それ以外に、コミュニケーションがよくなってくるし、行政の意識改革もできますし、共通の認識もできますし、住民どうしの横のつながりもできると思います。以上です。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。それでは調査部会から首藤委員よろしくお願いします。

< 首藤委員 >

首藤と申します。私は鹿ノ台に住んでいますが、そこを人生最後の場と思っております。生駒市から適正なサービスを受けたいと念じております。ただ、念じてい

るだけでは駄目なので、少しでも役立つということで、この委員会に参加しました。委員会の中では、先進の自治を進めている都市の姿、形を参考にして生駒のあり方を研究したいということで調査部会に入ったわけです。ところが、委員会が始まりますと、いきなり基本条例をつくるということを言われまして、それでは姿を分らない我々が検討しても、絵に描いた餅になるのではないかとということで委員会で反対しました。ところが、中川委員長が、前市長、前議長が事件を起こした生駒市には余裕がないということを強く言われまして、納得したわけです。ところが、部会で実際どういうことをやっているかと言いますと、先進都市の条例の条文を比較検討しながら、はっきり言いますといいところ取りをしているわけです。その結果、生駒市の条例は、日本の中で一番先進的な条例となると思います。それは生駒に根付くかどうかは疑問ですが、いい条例ができると思います。しかし、それは絵に描いた餅ということになります。しかし条例ができたら、今活動されている自治活動で苦労されている方の支えとなりますし、市民の方に浸透していきますと、もっと活性化した活動ができるような条文になっていくと思いますし、将来福祉、環境等の分野で地域活動が進んで、今後のいいまちづくりになる活動のバックボーンになることを希望して、作業を進めているということです。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。二人の方から貴重な御意見をいただきましたが、1つは小学校単位で市民会議をしたらどうですかということですが、三重県や兵庫県で事例があります。小学校区単位以下というところもありますが、住民自治協議会とか住民協議会とかコミュニティ協議会とかさまざまな名前が付いていますが、その地域に住んでいる住民が全員構成員であるという前提で、そのまちの課題、解決方策、行政との役割分担、将来化構想、どういうふうにして計画をつくっていくかという、自治基本条例上権能・権限を与えられた公共団体として位置づけていくという方向もあります。もう1つは、先進都市と比較して、いいところ取りをしている形であるという現状でないかという批判をいただきながらも、絵に描いた餅とならないよう実体化、仕組みが必要でないかという御提起です。この御提起に繋がるような疑問・御意見をたくさんいただいております。順番に読み上げていきますので、各パネリストから御意見をいただきたいと思います。

まず、市役所の組織は、今後の地方行政を革新化するには細分化しすぎており、問題がある。縦割りの欠点が目立ち、能率化が悪い。組織の見直しが必要。荒井奈

良県知事の昨今の発言も、奈良県下市町村の財政難を指摘しています。生駒市も同様で、これは組織の硬直化による能率の悪さも大きな因と考える。特に新しい仕事に取り組む意欲が弱いと感じるという御意見です。もう1つの御意見として、前市長、前議長の事件を期に、市民の行政・議会に向ける目が厳しくなったが、市と協力する委員等は、古い体質の自治会役員等が主役を果たしている傾向が強い。今後の市民自治基本構想ができて運用がうまくいくかどうか。これを打破するには長時間の市民の努力が必要ではないかという御意見です。前段については市長からコメントをいただけたと思います。

もう1つあります。市民自治の考え方は結構であるが、その度に市民の義務がむやみに増えないように願いたい。市民自治と言いたいなら、一部の人たちの意見が重用されることのないようにしてもらいたい。市職員は、仕事の一部を市民に押しつけるということがないよう、市民へのサービスとは何かをもっと勉強してもらいたい。従来、市のつくった条例・規則はバカバカしい内容のものでも、市民の意見を聴かずに押し付けてきた。もっと謙虚に仕事をしてもらいたいし、市当局は、職員をもっと教育すべきだという意見をいただいております。

それから、もう1つあります。条例化の後の対策についてということで、市民と行政の協働といっても、市民はどこで何をしたらいいのかわからないのが実情ではないか。市の窓口である組織の位置づけをどうするのか。また、ボランティアセンター等の市民が集える施設を設置してはどうかと考えるが、今後の市民と行政の協働への施策はどのように考えているのかということで、御意見をいただいておりますので、市長からコメントをいただきたいと思います。

< 山下市長 >

まず、縦割りの弊害という御指摘がありました。御承知のように、色んな分野に市の組織は分かれています。そうなるにはそれなりの理由があるわけです。担当を決めた方が仕事が効率的に進む。あるいは担当は、そのことを専門的にしますので、そのことについては詳しくなる。職員の知識や経験が増えていって、より高度な仕事ができるようになってきます。もちろんその必要性からこういうふうになっているわけです。ですから、そういう必要性はあると言っております。一人の職員が違う課の仕事をしていたら効率も悪いし、専門性も育たないと思います。先ほど、澤井先生から国の省庁と地方公共団体の違いの話がありましたが、ある程度同じところで経験を積むことも必要ですし、効率がいいということもあります。た

だ、それに伴う弊害は確かにあります。どういう弊害かと言いますと、似たような事業をこっちでもあっちでもやっていて、無駄に繋がりがやすい。あるいは自分の課の仕事には関心はあるが、他課の仕事に関心が無いという、セクショナリズム的なことになりやすい。専門化・細分化に伴う弊害を克服する知恵、実効性ある手立ても今のところ考えていますけど、少しずつやり始めたことは、毎月一回定例で部長会をやっておりまして、市の重要施策について、担当部長以外の部長からも意見を求めて検討していく体制にしております。それから、職員提案制度というのを設けてまして、職員から自分の担当外の仕事についても提案を募る制度を設けております。今後、弊害克服の施策を考えていきたいと思います。

それから、市民参加の窓口はどこですかという御質問ですが、市民活動推進課が窓口になっています。ただ、市民活動と言いましても、教育関係、福祉関係、環境関係、緑地保全等、さまざまな市民活動のテーマがありますので、それはそれぞれの課が担当しております。各担当課の連携、協力が十分でないと思っていますので、市民活動と関わりの深い部・課の横の連携をこれからの検討課題と思っております。

それから、市民が集えるボランティアセンターの設置ということですが、生駒市ボランティアセンターがあります。どこかと言いますと、社会福祉協議会が入っているセイセイビル西側のらぽーとという建物があり、そこが生駒市ボランティアセンターということになっていますけど、認知度は高くないです。誰もが自由に気軽に入って、利用できるというようなものになっていませんので、利用を促進するような形に変えていく方向で検討中です。

< 中川委員長 >

どうもありがとうございました。次に3通連続して御紹介します。

1 通目として、初めて参加したが市民自治の必要性が十分理解できない。財政的には現行の財政の仕組みがどう変わるのか。現在の市民と議会と行政の関係はどうなっていくのか。組織上新しい市民団体はどう位置づけられるのかという御意見をいただいています。

2 通目として、市民自治で市議会議員を半分にすること。市民自治は民主主義の理想とする姿だと思います。また、市民参加の理想とする姿でもあります。今日の催しについて、自治会回覧も回ってきましたが、今日の出席者数ではPRが徹底されていないのかと感じます。市民の関心の薄さが大きな問題を残しそうです。主催者側の努力、活動を要望します。また、いかにして盛り上げるかについて、改めて

検討する必要があります。例えば、すべての委員が参加すれば相当数になると思います。まず動員です。すべてが変わらないといけない。それは市長、市職員、市議会議員、市民である。一番変わらないのは市議会議員である。そのために、市議会をサポートする市民自治検討委員会委員を補充する。現状の議員数を半分にし、あとの半分を市民自治検討委員会委員で補充する。自治基本条例にこのことを組み入れるのが条件ですといただいています。

3 通目として、生駒市は、市民の民意が高いまちと承知していますが、市民自治意識の高揚に向けて、市民サイドの意識改革が不十分ではと感じています。そこで、市民と行政の双方に求められる将来を見据えた先行投資のよき事例があれば御紹介ください。まちづくり、市民自治の議論には地域を構成する全ての市民の参加を可能とする門戸開放が必須です。その趣旨から、多分化共生の視点に立ったまちづくり（単に国際交流というのではなく）は重要なコンセプトと承知します。意識しないと抜け落ちる視点です。多分化共生を取り込んだまちづくり、市民自治構想について事例を御紹介ください。市長の開会時の発言には経費削減の意図が強いのではないかと懸念をいただきました。杞憂であればいいのですがと御意見をいただいています。

多分化共生につきましては、資料の5枚目に多分化共生推進の視点に立ったまちづくりに努めるべきと書いてありますので、この点につきましては解消できているのではないかと思います。また、資料の3枚目に、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるのあとに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮というのがあります。その他の点につきましては、澤井先生からコメントをいただきます。

< 澤井副委員長 >

最初の市民自治と財政の関係、財政がどうなるかということですが、基本的には変わらないです。市民自治を進めていく中で望ましいのは、税金を自分たちで決めることです。今の市民税は、地方税法で決まっていますが、基本は増税を市民が自ら提案して、または市長から提案されて、この目標であれば、税を上げてもいいという市民の合意ができるかどうか。もちろん税の目的がはっきりしていればいいのですが、そういうことではない。市民自治とは、自分たちの負担でいい行政をやる。そこまで到達すると、相当市民自治は成熟しているという感じがします。今の感じでは難しいと思いますが、方向としては、自分たちの税は自分たちで決める

ということ、それが目標です。アメリカでは税率は住民投票で決めます。問題は色々ありますけど、市民自治という点では学ぶべき点はたくさんあります。税、使用料、手数料については条例で決められますが、条例を改正するために住民がボツにすることはできない。地方自治法で禁止されています。そのあたりをどうするのが問題です。ですから、税を自分たちでこういうまちをつくりたいということで、自分たちでできるかどうかを試金石だと思います。

それから、市民団体の位置づけの御質問がありましたが、市民の中に個々バラバラの市民と、自分たちがある目的を持って組織しているという2通りあります。選挙投票は個人個人ですが、市政参加というのは団体をつくらないと参加できません。市民公募は別ですけども。大きく言えば、自治会・町内会の地縁団体、中川先生がおっしゃった、NPO等の志縁団体をどういうふうに活性化するか、自分たちで担っていくのか、つくっていくのかというのが出てきますので、バラバラの個人の市民は、沈黙していることが多いです。提案とかは個人ではしにくいので、組織、仲間をつくっていくことになると、行政と討論ができるようになり、新しい空間ができてきます。それをコミュニティ空間、コミュニケーションする空間と言いますが、それが欠けていると思います。一方的に行政から流れてきて、コミュニケーションになっていないのではないかと。それが一番大きな不満だと思います。そういう意味でのコミュニケーション空間がどれだけできてくるのかというのが主張であると思います。

問題は議会の議員を半減するとか、先行投資をどうしたらいいのかに絡んできますが、議会の議員を半減することは議会が決めることです。ですので、自治基本条例にどれだけ書けるかわかりませんが、基本的には議会が、自らの自治権で議会をどうしていくか。自治基本条例ができて議会をどうしていくかは、議会でどう議論されていくかだと思います。栗山町等の先進事例がありますので、そういうことを期待したいということです。もう1点は、先行投資、門戸開放の話がありましたが、市民団体との話ともかぶりますが、小学校区単位の協議会がヒントだと思います。まちづくり協議会とか地域協議会をつくって、そこに予算編成提案権とか一定の予算を与えて、自立してある事業に使うとか、課題に使うとか、要するに、予算編成提案ないし執行権の一部を委譲するような地域協議会等をつくるのが1つの方向性かもしれません。小学校区とか中学校区とかから議論する場を保障して、そこでコミュニケーションできる空間をつくって、そこに職員を張り付け、職員も一緒に議論する。地域への投資、職員の配置が大事であるので、本庁の職員を減らしてでも

地域に張り付けるといのが大事だと思います。そういうことをやっているところもありますから、まちづくりをどういうふうにやっていくか、市民自治基本条例の中に入れていくかという議論も含めて、検討に値するかと思います。以上です。

< 中川委員長 >

ありがとうございます。澤井先生のおっしゃった小学校区単位の市民会議、住民自治協議会等事例はあります。自治基本条例の中に明確に公共団体と位置づけて、条例設置の、云わば近隣施設、小型の施設として認めたのは伊賀市自治基本条例です。住民自治協議会の条項がたくさんありますから、条文は60位あります。生駒市の自治基本条例原案は、そこまで議論が発展していても太刀打ちできるような規定にしてあります。ですから、自治基本条例本体の中で住民自治協議会とか規定するのはまだ止めています。なぜなら、議論が深まっていないからです。市民と一緒にもっともっと議論していかなかないといけないと私たちは思っていますので、説くそうするのは戒めております。ですが、この条例を受けて、個別条例でコミュニティ協議会をつくっていくことに議論が発展していても、十分に太刀打ちできる形にはしてあります。

それでは次にいきます。まず、自治会長等地域の世話役の自治に関する知識・見識を高めるため、年に数回の研修会等を開催し、世話役を担当した委員の研修を義務化、条例化してはどうかということですが、これはできません。自治会長とか役員は、任意の団体で編成されている自治会であり、公共的団体として認められていますが、加入・脱退の自由があります。最高裁判決でも加入を強制することはできないと確定しています。それに対して条例化して義務化することはできません。ですが、今申し上げた条例設置の住民自治協議会の役員、執行部を構成する方々に対しては義務化することは可能です。そういう違いがあります。しかし、義務化することなくとも奨励することはできると思います。行政の予算で自治会長研修とか役員研修に御参加くださいと呼びかけて、来てくださるというのが一番妥当でないかと思います。

それから、個人レベルでの専門性に格差がある。個人の自治に関する専門性をあげる為の諸施策が必要ではという御意見をいただいております。これは市長、澤井先生から、市民の力を強めていく、経営能力を高めていく、コミュニケーション能力を高めていくという施策が大事だとおっしゃってくださっていますので、これからその方向に向かって努力していかなければならないと思います。

それから、条例ができて、具体的に何が変わるのか。言わばなしの市民、聞きっぱなしの職員というのが、どのように協働のシステムをつくっていくのかという質問です。かなり具体的に制度の設計はここに盛り込んでいますが、行政に対する市民の参画、協働という側面だけでなく、澤井先生がおっしゃったように、地域社会経営に行政職員が参画し、協働することも当然必要だと思っています。一方通行では駄目だと思っています。それから、地域団体、地縁団体、NPO団体等も、行政の仕事を委託事業として受けて、ビジネスにする、お金をいただくという、取引・契約関係の主体者になることを期待しています。例えば、道路管理、公園清掃・管理等コミュニティビジネスできるものが広がってくるのではないのでしょうか。将来的には、市民課の職員の半数が市民になっているというビジネスの部門ができていいのではないかと考えています。それから、行政経営に関しては、参画と協働の、あるいは自治基本条例に基づく事業の実行の主たる担当窓口は、市民参画課とか市民活動推進課とかいうふうに縦割りに意識される危険性がありますが、これは澤井先生が委員長として携われて、奈良市のNPO・ボランティアの共同参画に関する基本方針をつくって、お披露目会をしました。そのときに市長もおられて、これは1部局、1課の仕事でなく、全部局に及ぶ方針であり、行政改革であると言明されました。どういうことかと申しますと、例えば総務・人事部門においても、これから職員評価の指標をどんな指標を採用したらいいのか。熱心である、協調性があるといった抽象的なもので評価しては科学的な評価にならない。だから、市民の知恵をいただいて、職員の評価指標を増やしていきたいという試みの下に、東京都八王子市は、職員指標企画委員会を市民参画でつくっています。広報紙の発行でも市民に企画・運営を任せる紙面を持っているのが、東京の10自治体ほど出てきています。ただし、責任は市民も取るということです。さらには、総合計画の作り方についても、全市まとめて教育・文化、保健・福祉、都市計画という部門別で区切るのではなく、何々小学校区地域計画というのが全部張り付いていて、地域で完了できない、複数の地域また股がる、全市に関係するようなものだけを全市総合計画の部門別計画で担保しますが、個別の地域の公園整備、市道整備とかは、地域計画に書かれている総合計画、二層別総合計画と言いますが、そういうものをつくっていくのに、住民自治協議会とか地域まちづくり協議会が責任を持つというやり方で総合計画をつくっているところもあります。参考までに申し上げますと、そういう計画がつくれた、住民のコンセンサスが99%ありますというところ以外は、公共土木事業の執行順番は変えていくものです。コンセンサスができない、計画もできな

い、まちづくり協議会もできていませんというところは、公共土木事業の順位は後ろになりますというルールも採用しているまちも出てきています。このように、参画協働システムは、地域社会のあり方をも変えていく、そういうシステムとしてイメージしていただいてはどうでしょうか。

それから、前市長時代のことですが、市民自治のリーダーを育成する講座を市が行うまでは良かったのですが、市の方針と違うために市民が動き出すと、講座が廃止されたと聞きました。こういうパフォーマンスだけだったということのないように、機能できるように考えていただきたいと思います。御意見をいただいています。が、こういうことは今はないですね。

それから、少子高齢化時代に公立病院をつぶしてしまうような県や市では困る。81歳と75歳の老夫婦の私たちは、病のときは行き先がない。生駒総合病院にあった我々のカルテの積み重ねはどうなったのか。早急に市民病院を。復活の見通しを聞きたいとこのことですが、今日のテーマからしますと、これは各論過ぎますので御遠慮させてください。病院につきましては、大阪府内といえども、大阪市内の病院を除いて全部医師不足です。皆赤字になっています。これは日本全国の問題だと思います。大変重たい問題ですが、貴重であり、優先順位の高いことは事実であると思います。私の関わっている名張市は、病院の赤字が財政再建団体に転落することになりかねないということで、市民と一緒にになって議論しています。そのような全市的な議論が必要かもしれませんということを申し上げて、皆さまの御意見を全部御紹介させていただきましたところで所定の時間が参りました。今日いただいた御意見等を参考に引き続き作業を続けていきたいと思っています。

最後に一言ずつ、入口委員からコメントをお願いしたいと思います。

< 入口委員 >

先ほど、自治会長の研修をしたほうがいいと御意見がありましたが、個人的にはいいと思ったのですが、難しい問題があると思います。市民自治のベースとなるのは自治会だと思っています。ほとんどの方が加入している団体なので、これが活性化できるのが、ある意味、別の面ではこの条例ができた後、活性化できる1つの原因でないか思います。

< 日高委員 >

この条例ができたとしてもどうなるとおっしゃると思いますが、ただ1つ市民が

関心を持つ第一歩を踏み出すという作業をしていきたいと思います。

< 橋本委員 >

今日の参加人数が少ないので、広報・広聴がいかに難しいかということを痛感しました。それから、生駒の憲法をつくるというのに市職員、市議員が何人いるのか。寂しい限りですので、市長がリーダーシップを持ってやっていただきたいと思います。

今後とも頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

< 野口委員 >

橋本委員が言われたことについてですが、私たちが作り上げていかなければならない、私たちのものだということを共有するように仕組みを考えていかなければならない。何をつくったらということは五里霧中の中でありますけど、それに取りかかっていかなければならないと思います。

皆さまと話できるさまざまな機会をつくっていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

< 澤井副委員長 >

今日は経過報告で、基本構想の文章化できたものを報告したのですが、全体の姿は、今日御意見をいただきましたので変わってくると思います。ですから、御意見をいただいて、良くしていくための種は出たと思います。その点は今後とも御協議のほど、よろしくお願いいたします。

< 中川委員長 >

少しだけ追加したいのですが、先ほど市民会議の事例として、伊賀市に住民自治協議会システムがあり、それは自治基本条例で規定されていると言いましたが、よく誤解されるのは、篤志のボランティアが集まってつくるまちづくり協議会だと受け止める方が時々ありますが、それは全く違います。その区域に住んでいる方は自動的に全員構成員になります。執行部に参画するのはボランティアが多いですが。もう1つは議決機関が必要です。小型の政府なのです。それだけは違うということを御理解いただきたいと思います。条例で担保された公共団体です。それをつくるかどうかは、今後皆さまと議論していきたいと申し上げたのであって、好きなもの

が集まってまちづくりをやるというふうに捉えられては困りますので、それだけ申し上げておきます。

< 山下市長 >

橋本委員から職員、議員の話が出ましたが、少なくとも職員については、市の憲法をつくるのに、参加者は少ないと思います。私の教育が悪いのかと、反省をしております。

今日シンポジウムに参加させていただいて感じたことは、中川委員長、澤井副委員長、野口委員をはじめ、各種団体代表の方、公募委員の方が入っておられますので、安心して任せて、来させていただきました。本当にいいものができつつあると思いました。ただ、市長就任以来、病院問題、高山第2工区、駅前再開発、4月に起きた事件対応等に時間をとらてまして、お任せし過ぎてきたという気もしています。もっと議事録等の詳細にも目を通して、積極的に市民自治基本条例の策定に関与していきたいと思っております。委員の皆さま方、今日御参加いただきました市民の皆さま方の力添えで、全国に誇れる市民自治基本条例をつくっていけると思っておりますので、これからも御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。時間が少し過ぎましたが、実りのある議論ができたと思います。貴重な御意見もいただきましたので、これを糧としまして、引き続き努力していきますので、皆さま方も今日こんな議論があったということを知り合いの方、近所の方にお伝えいただけたらと思います。それが私たちの支えでありますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

< あいさつ 生駒市市民自治検討委員会副委員長 上埜作治氏 >

シンポジウム閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたって御参加を賜り、本当にありがとうございました。

今回の、このシンポジウムを通じまして、真の市民自治確立のためには、私たち市民と行政とが、互いにパートナーシップ関係を築き、協働によってまちづくりを進めていくことが必要であることを再認識させていただいた次第であります。

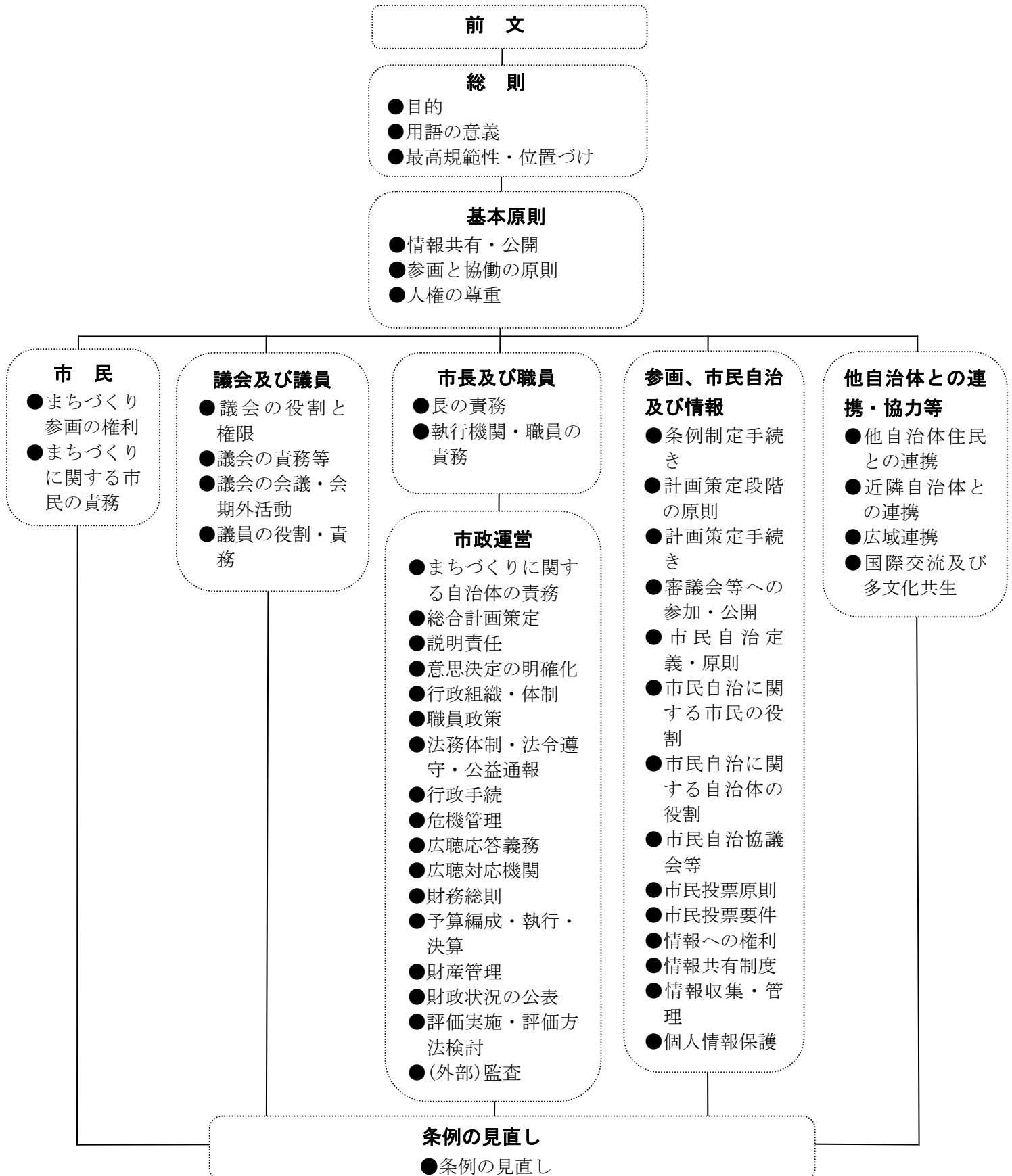
今後は、このシンポジウムなどをステップといたしまして、市民自治検討委員会の取り組みを情報共有し、より多くの市民の皆さんの御意見を拝聴しながら、生駒に相応しい市民自治の仕組み等を調査・検討してまいりたいと考えているところであります。

皆様方には、今後ともより一層の御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。

4 生駒市市民自治基本構想

1 生駒市市民自治基本構想の構成



2 生駒市市民自治基本構想

～ 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその考え方 ～

前 文

- ・市の特徴（地理的条件、歴史、自然、風土、文化、産業、教育、暮らし、都市形態等）
- ・目指すべき市民自治の都市像
- ・そのために必要となる諸要素（キーワードとなるまちづくりの基本理念等）
- ・条例制定の目的

総 則

● 目的

- ・自治に関する基本的な事項を定め、仕組みを体系化する。
- ・自立した地域社会を創造する。

● 用語の意義

使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」及び「協働」を定義する。

● 最高規範性・位置づけ

生駒市における最高規範であることを規定し、市は、この趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この趣旨を尊重すべきことを規定する。

基本原則

● 情報共有・公開

参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供すべきことを規定する。

●参画と協働の原則

市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定する。

●人権の尊重

本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならないことを規定する。

市民

●まちづくり参画の権利

- ・まちづくりの主体は市民であり、全ての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定する。
- ・市民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由に差別的な扱いを受けないことを規定する。

●まちづくりに関する市民の責務

市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、お互いの存在や価値観を認め合いながら自らの発言を含む行動に責任を持って、積極的にまちづくりの推進に関わらなければならないこと並びにまちづくりに参画する権利の行使に当たり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮すべきことを規定する。

議会及び議員

●議会の役割と権限

- ・市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であることを規定する。

・市議会は、法律(政令を含む。以下「法律等」という。)に定められたもの以外の市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する法律等に定められた議決権を規定する。

● 議会の責務等

市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。

● 議会の会議・会期外活動

市議会の会議は討議を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開とすること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。

● 議員の役割・責務

市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。

市長及び職員

● 長の責務

市長は、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民や議会などへの説明責任や市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。

● 執行機関・職員の責務

市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくり

の推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと、基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。

市政運営

●まちづくりに関する自治体の責務

・まちづくりは、自主性・自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めるとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務として規定する。

・市は、行政運営の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならないことを規定する。

●総合計画策定

総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。

●説明責任

市は、まちづくりに関する政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。

●意思決定の明確化

市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならないことを規定する。

●行政組織・体制

社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。

●職員政策

市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。

● **法務体制・法令遵守・公益通報**

・地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。

・市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定め、適切に運用すべきことを規定する。

● **行政手続**

市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定め、適切に運用すべきことを規定する。

● **危機管理**

市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならないことを規定する。

● **広聴応答義務**

市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。

● **広聴対応機関**

市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。

● **財務総則**

市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないことを規定する。

● **予算編成・執行・決算**

市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならないこと並びに予算の編成過程を含め市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう分かり

やすい情報の提供に努めなければならないこと及び予算の執行計画を策定しなければならないことを規定する。

●財産管理

市長は、市の財産の適正な管理及び運用に努めなければならないこと並びに市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならないことを規定する。

●財政状況の公表

市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならないことを規定する。

●評価実施・評価方法検討

・市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきことを規定する。

・市は、評価に当たっては、市民参画による評価を行うなど常により良い方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。

●(外部)監査

市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施できることを規定する。

参画、市民自治及び情報

●条例制定手続き

・市は、まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参画や意見を求めなければならないことを規定する。

・条例案提出に際しては、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参

画の状況を明示すべきことを規定する。

● 計画策定段階の原則

市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行うに当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表することを規定する。

● 計画策定手続き

計画策定段階における市民への意見聴取の方法として意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。

● 審議会等への参加・公開

・市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、地域、性別、年齢、国籍等に配慮すること及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。

・審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならないことを規定する。

● 市民自治定義・原則

・市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動であることを規定する。

・市民自治活動の主体は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれることを規定する。

● 市民自治に関する市民の役割

市民は、市民自治活動の重要性を認識し、市民自治活動に参加すること及び市民自治活動を行う団体等に支援するよう努力すべきことを規定する。

● 市民自治に関する自治体の役割

市は、市民自治活動を尊重すること並びに自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に必要な応じ

て支援することを規定する。

● 市民自治協議会等

一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織に関して、別に定めるところにより、当該組織を設置できること及びその責務並びに当該組織に対する配慮及び支援等の市の関わりを規定する。

● 市民投票原則

市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。

● 市民投票要件

- ・市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。
- ・市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。

● 情報への権利

市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有することを規定する。

● 情報共有制度

市は、まちづくりに関する情報を積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存すべきことを規定する。

● 情報収集・管理

市は、市政運営に必要な情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。

● 個人情報保護

市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。

他自治体との連携・協力等

- 他自治体住民との連携

市民及び市は、市外の人々と交流・連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるべきことを規定する。

- 近隣自治体との連携

市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進すべきことを規定する。

- 広域連携

市は、市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。

- 国際交流及び多文化共生

市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力に努め、多文化共生推進の視点に立ったまちづくりに努めるべきことを規定する。

条例の見直し

- 条例の見直し

時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検証するため、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させながら定期的に条例を見直すことを規定する。

5 自治基本条例（案）の策定に向けて ～今後の進め方～

1 生駒市市民自治検討委員会

生駒市市民自治検討委員会では、これまでの生駒市市民自治基本構想の策定において、次の３つの部会を設けて検討を進めました。

広報広聴部会は、市民への広報、市民の意見取りまとめ、情報公開・共有の方法、タウンミーティングの方法などの検討をその役割として、地域コミュニティ部会は、地域コミュニティのあり方、自治会とＮＰＯの連携、市民活動の支援方策などの検討をその役割として、調査部会は、先進事例の分析、市民自治のあり方、行政、議会の役割などの検討をその役割として、それぞれの分野の検討項目に対する基本構想案を検討してきたものです。

今後の条例案の検討に当たっては、引き続きこの３つの部会において、生駒市市民自治基本構想の検討項目に対する検討経過等を踏まえ、広報広聴部会では、前文、総則、原則等に関する規定の検討を、地域コミュニティ部会では、市民・地域コミュニティ等に関する規定の検討を、調査部会では、行政、議会等に関する規定を検討する予定をしています。

2 生駒市市民自治検討プロジェクトチーム

生駒市市民自治検討プロジェクトチームは、市民との参加、協働の現状分析、市民との参加、協働のあり方、市民自治検討委員会と行政間の調整などをその検討事項として、庁内の全ての部（局）から選出された構成員により、平成１８年１月２０日に発足しました。

これまでは、主に市民自治検討委員会の委員に就任していただく市内各種団体についての検討と就任依頼、市民自治検討委員会の検討状況の庁内への情報提供などの活動を行ってきました。

今後、本プロジェクトチームにおいて、市民自治検討委員会と行政間の調整はもとより、職員研修や職員の意識改革に関する検討を行い、各組織における市民との参加、協働意識の醸成を図りながら、庁内体制の充実に努めていく予定です。

6 むすび

生駒市における市民自治のルールづくりは、平成15年10月の生駒市市民自治検討委員会設立準備会の発足以来、足かけ4年弱の取組を経て現在に至っています。

この間、2度にわたるシンポジウムや生駒の市民自治をみんなで語る会の開催など、市民の皆さんの御意見を伺う機会を設けながら、生駒の市民自治はいかにあるべきか、その方向性を示す生駒市市民自治基本構想の策定に向け、3つの部会を中心に、人権の尊重、情報共有・公開、参画と協働といったまちづくりに関する基本原則をはじめ、市民、議会、市長及び職員の役割や責務等、多種多様な分野にわたり様々な角度から幅広い検討を重ねてきました。

そして、ようやく自治体の憲法ともいえるべき自治基本条例の骨格となる生駒市市民自治基本構想の策定という一つの区切りを迎えた訳ですが、この取組に対する市民の皆さんの関心は、シンポジウム等への参加状況などを見ても決して高いとは言えません。

市民自治検討委員会では、今後の自治基本条例案の策定と合わせて、生駒市市民自治基本構想の趣旨を広く周知し、自分たちのまちのことを、自分たちで考え、自分たちで決めるという市民主体の自治意識の高揚を図るための取組が課題であると考えています。

市民との協働に向けた自治体職員の意識改革とともに、自治の担い手である市民の皆さんの意識改革も必要かつ重要であることから、市民自治検討委員会としても、創意工夫を凝らし、その使命の一つである分かりやすい情報提供に努める所存であります。

市民の皆さんには、今後とも市民自治検討委員会の取組に関心をお寄せいただき、積極的に生駒のまちづくりに参画していただきたいと願っています。



発行と編集

平成 2 0 年 3 月

生駒市市民自治検討委員会
(事務局) 生駒市市民活動推進課

TEL 0 7 4 3 - 7 4 - 1 1 1 1

FAX 0 7 4 3 - 7 4 - 9 1 0 0

生駒市ホームページ URL <http://www.city.ikoma.lg.jp/>

E-mail shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp